

# 運 航 基 準

平成 18 年 12 月 1 日

株式会社名門大洋フェリー

## 目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	運航の可否判断	1
第 3 章	船舶の航行	3

## 第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、大阪～門司航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程 500m まで発航できるものとする。なお、この場合、大阪南港においては、大阪ハーバーレーダーの水路情報を確認の上、先導船の配備を行わなければならない。

港名\気象・海象	風 速	波 高	視 程
大 阪 南 港	18m/s 以上	1.5m 以上	1,000m 以下
新 門 司 港	18m/s 以上 East 15m/s 以上	1.5m 以上	1,000m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達する恐れがあるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	23m/s 以上	波 高	4m 以上
-----	----------	-----	-------

3 船長は、発航前において、当該発航地に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達する恐れがあるとき、発航を中止しなければならない。

発航港\海域および視程	発航港に近接した海域	視 程
大 阪 南 港	関門（防波堤）から大阪港港界線に至る海域	500m 以下
新 門 司 港	新門司第3号灯浮標から下関南東水道第2号灯浮標附近	500m 以下

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となる恐れがあり、または搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生する恐れがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生する恐れのあるおおよその海上模様は、次に掲げる通りである。

風 速	波 浪
20m/s 以上（船首尾方向の風を除く。）	波 高 2.5m 以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達する恐れがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊または臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準航路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りではない。

風 速	2.3m/s 以上	波 高	4m 以上
-----	-----------	-----	-------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化およびレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊または基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程	1,000m 以下
-----	-----------

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止または航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りではない。

海 域	視 程
1. 香川県大角鼻から香川県馬ケ鼻を結んだ線と香川県三崎から広島県田島高山頂を結んだ線と陸岸に囲まれた海域。	1000m 以下
2. 愛媛県タケノ鼻から今治市蒼社川河口左岸突端と重信川河口右岸突端から由利島山頂を結んだ線と陸岸に囲まれた海域。	
3. 明石海峡東口A点から同海峡西口B点までの航行海域。	

（入港の可否判断）

- 第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程 500m まで入港できるものとする。なお、この場合、大阪南港においては、大阪ハーバーレーダーの水路情報を確認の上、先導船の配備を行わなければならない。

港名\気象・海象	風 速	波 高	視 程
大 阪 南 港	18m/s 以上	1.5m 以上	1,000m 以下
新 門 司 港	18m/s 以上 East 15m/s 以上	1.5m 以上	1,000m 以下

- 第4条2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航日誌及び航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して、「別表1」の配置を決めておくものとする。変更する場合も同様である。

- ① (狭視界) 出入港配置
- ② 通常航海当直配置
- ③ 狭視界航海当直配置
- ④ 荒天航海当直配置
- ⑤ 狭水道航海配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次の通りとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- ① 起点、および終点の位置ならびにこれら相互間の距離
  - ② 航行経路 (針路、変針点、基準経路の名称等)  
「別図1-1」 「別図1-2」 「別図第2」
  - ③ 標準運航時刻 (起点、および終点の発着時刻ならびに主要地点通過時刻)  
「別表2」「別表3」「別表4」「別表5」「別表6」
  - ④ 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
  - ⑤ 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
  - ⑥ 船長が (副) 運航管理者と連絡をとるべき地点
  - ⑦ 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
  - ⑧ その他航行の安全を確保するために必要な事項
- 2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載の通り常用 (第1) 基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2 基準経路の使用基準は次の表の通りとする。

名 称	使 用 基 準
常用(第1)基準経路	周 年
第2基準経路	伊予灘の風向が北西～西で風速15m/sを超える時。または伊予灘の風向が南寄りで風速15m/sを超える時。

- 3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、すみやかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

- 5 運航管理者は、前項の協議または連絡を受けた時は、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 船長は、速力基準表を作成し船橋内および機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。(別表7)

- 2 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操舵性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定める時および次に掲げる海域を航行する時は、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。「別表7」

- ① 明石海峡航路
- ② 備讃瀬戸南航路
- ③ 備讃瀬戸北航路
- ④ 備讃瀬戸東航路
- ⑤ 来島海峡航路
- ⑥ 釣島水道

(特定航法)

第10条 大阪南港水路および港内の航法

- ①船舶は大阪南港水路に進入する時は、管制水路に沿う針路に向針し信号所入港信号確認の上、管制水路に入り中央稍右寄りを航行する。
- ②南港大橋、かもめ大橋下を通過して水路を横切る小型船舶、雑種船の動静に注意する。
- ③大阪南港信号所を左に見て航過後、フェリー埠頭バースに航進し入り船にて着岸する。
- ④出港しようとする時は、信号所出港信号を確認し、小型船舶、雑種船の動静に注意して解らん、大阪南港内港中央部にて回頭、管制水路に入る。
- ⑤大阪南港管制水路中央稍右寄りを出入港船の動静に注意しながら過度の速力とならないよう航行する。
- ⑥大阪南港南防波堤入口を通過後は、本航路入口大阪南港第2号灯浮標を左に見て出港する。

新門司水路の航法

- ①船舶は入港しようとする時は、出港しようとする船舶の有無を十分確認の上、新門司水路第3号灯浮標、第4号灯浮標の間、中央地点より真針路 $232^{\circ}$ にて鳶ヶ巢山の $234\text{m}$ 頂上に向首、水路に入り新門司水路第5号灯浮標を左に見て右転し、真針路 $270^{\circ}$ にてフェリーバースに向首、その後機関、舵、曳船等種々使用して右舷着岸する。
- ②出港しようとする時は、出入港しようとする船舶の有無を十分確認の上、フェリーバースを離岸、機関、舵、曳船等種々使用して左回頭を行い、新門司水路第5号灯浮標を右に見て左転し、真針路 $52^{\circ}$ にて水路に入り、新門司水路第3号灯浮標を右に見て右転し、真針路 $102^{\circ}$ にて本山灯標〈 $54^{\circ}$ 〉 $3.3\text{M}$ の地点に至り基準航路に

入る。

③水路においては、他の船舶と並行に航行しまたは他の船舶を追いこしてはならない。

(通常連絡等)

第 11 条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過した時は、(副) 運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。ただし、異常ない場合はこの限りではない。

(1)

(2)連絡事項

①通過地点名

②通過時刻

③天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 (副) 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度すみやかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第 12 条 船長と (副) 運航管理者の連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連絡方法
(1)	通 常 の 場 合	当該船舶が航行または停泊している地点を管理する港支店	船舶電話
(2)	緊 急 の 場 合	(副) 運航管理者の携帯電話	船舶電話

( 避泊地の選定等 )

第 13 条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備え付けておくものとする。

①大阪湾泊地

⑤備後灘南部泊地

②小豆島泊地

⑥安芸灘北部泊地

③塩飽島泊地

⑦国東半島西方泊地

④小部湾泊地

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮の上、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

3 (副) 運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、すみやかに適切な情報の提供を行うものとする。

4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を(副)運航管理者に連絡し、その後3時間ごとに付近の気象・海象他船の停泊状況を(副)運航管理者に連絡しなければならない。

5 前項の連絡が副運航管理者になされた場合は、当該副運航管理者は、直ちに当該船舶の船長からの連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第 14 条 船長は、入港 1 時間前になったときは、(副) 運航管理者に次の事項を引き続き連絡するものとする。

①入港予定時刻

②曳船使用の希望の有無その他 (副) 運航管理者の援助を必要とする事項。

2 前項の連絡を受けた (副) 運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については連絡するものとする。

①着岸岸壁の指定

②着岸岸壁の使用船舶の有無

③着岸岸壁付近の停泊船および航行船舶の状況

④岸壁付近の風向、風速、視程、波浪 (風浪、うねりの方向、波高) および潮流 (流向、流速)

⑤曳船の準備状況その他操船上の参考となる事項

(曳船の使用基準)

第 15 条 (副) 運航管理者は、船舶の入出港時、岸壁付近の風速を確認し、次表の条件に達している時または達する恐れがあると認めるときは、船長と協議の上、あらかじめ次表の基準により曳船を手配するものとする。

港 名	風 速	曳 船
大 阪 南 港	10m/s 以上	曳航力 30 トン以上の曳船 1 隻
	15m/s 以上を超える真横からの強風が予測される場合	曳航力 46 トン以上の曳船 1 隻 もしくは 曳航力 30 トン以上の曳船 2 隻
新 門 司 港	10m/s 以上	曳航力 30 トン以上の曳船 1 隻
	15m/s 以上を超える真横からの強風が予測される場合	曳航力 46 トン以上の曳船 1 隻 もしくは 曳航力 30 トン以上の曳船 2 隻

(機器点検)

第 16 条 船長は、入港着岸前、入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進 (CCP の場合は翼角作動) 舵等の点検を実施する。

(記 録)

第 17 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更、曳船の使用に関して協議を行った場合は、その内容を運航日誌及び航海日誌に記録するものとする。曳船使用基準に達した又は達するおそれがあった場合における曳船の不使用方法については、判断理由を記載すること。

## 別表1. 航海当直配置等

### 1. (狭視界) 出入港配置

船 橋	船長、三航士、甲板部員1名、機関長
船 首	一航士、甲板部員3名
船 尾	二航士、甲板部員2名
機関室	機関士3～4名

### 2. 通常航海当直

船 橋	航海士1名、甲板部員2名～1名
機関室	機関士1名

### 3. 狭視界航海当直

船 橋	船長、航海士1名、甲板部員2名、機関長
船 首	状況に応じ、甲板部員1名配備
機関室	機関士1名、状況に応じ、機関士2名

### 4. 荒天航海当直

船 橋	船長、航海士1名、甲板部員2名～1名
機関室	機関士1名、状況に応じ、機関士2名

### 5. 狭水道航海配置

船 橋	船長、航海士1名、甲板部員2名、機関長
船 首	状況に応じ、甲板部員1名配備
機関室	機関士1名、状況に応じ、機関士2名

諸配置は、原則として、上記配置の通りとするが、船長はその時の状況に応じ、適宜変更することを得る。

## 運航基準別表

航路 新門司港—大阪南港

下り1便

番号	時刻	通過地点	針路 (度)	距離 (マイル)	航程	残航程	速力	所要時間		備考
								区間	To Go	
1	17-00	大阪南港 Fバース			0.0	245.0			12-30	
2		南港 防波堤	Var.	2.1			7.00	0-18		
3		大阪灯標								
4		神戸沖 No.2B'y								
5		神戸沖 No.1B'y								出港後連絡
6		明石海峡 東方B'y								
7		明石海峡 No.3B'y								
8		明石海峡 No.1B'y								
9		明石海峡 西方B'y								
10		播磨灘 No.6B'y								
11		播磨灘 No.1B'y								
12		備讃東 No.7B'y								
13		カナワ岩								
14		備讃東 No.4B'y								
15		備讃東 No.3B'y								速力制限
16		備讃東 No.2B'y								区域
17		小瀬居島								
18		牛島灯標								
19		波節岩								
20		備讃北 No.2B'y								
21		備後灘 No.7B'y								
22		備後灘 No.3B'y								定時連絡
23		備後灘 No.1B'y								
24		来島海峡 No.9&10B'y								
25		来島海峡 No.2B'y								
26		安芸灘 No.4B'y								
27		安芸灘 No.2B'y								
28		安芸灘 No.1B'y								
29		釣島水道								
30		伊予灘 No.8B'y								
31		小水無瀬島								
32		伊予灘 No.5B'y								
33		南東水道 No.4B'y								入港連絡
34		新門司 No.3&4B'y								
35	05-30	新門司港 ターミナル	Var.	2.1	245.0	0.0			00-00	

運航基準別表

航路 新門司港—大阪南港

下り2便

番号	時刻	通過地点	針路 (度)	距離 (マイル)	航程	残航程	速力	所要時間		備考
								区間	To Go	
1	19-50	大阪南港 Fバース			0.0	245.0			12-40	
2		南港 防波堤	Var.	2.1			7.00	0-18		
3		大阪灯標								
4		神戸沖 No.2B'y								
5		神戸沖 No.1B'y								出港後連絡
6		明石海峡 東方B'y								
7		明石海峡 No.3B'y								
8		明石海峡 No.1B'y								
9		明石海峡 西方B'y								
10		播磨灘 No.6B'y								
11		播磨灘 No.1B'y								
12		備讃東 No.7B'y								
13		カナワ岩								
14		備讃東 No.4B'y								
15		備讃東 No.3B'y								速力制限 区域
16		備讃東 No.2B'y								
17		小瀬居島								
18		牛島灯標								
19		波節岩								
20		備讃北 No.2B'y								
21		備後灘 No.7B'y								
22		備後灘 No.3B'y								定時連絡
23		備後灘 No.1B'y								
24		来島海峡 No.9&10B'y								
25		来島海峡 No.2B'y								
26		安芸灘 No.4B'y								
27		安芸灘 No.2B'y								
28		安芸灘 No.1B'y								
29		釣島水道								
30		伊予灘 No.8B'y								
31		小水無瀬島								
32		伊予灘 No.5B'y								
33		南東水道 No.4B'y								入港連絡
34		新門司 No.3&4B'y								
35	08-30	新門司港 ターミナル	Var.	2.1	245.0	0.0			00-00	

運航基準別表

航路 新門司港—大阪南港

上り1便

番号	時刻	通過地点	針路 (度)	距離 (マイル)	航程	残航程	速力	所要時間		備考
								区間	To Go	
1	17-00	新門司港 ターミナル			0.0	245.4			12-30	
2		新門司 No.3&4B'y	Var.	2.1						出港後連絡
3		南東水道 No.4B'y								
4		伊予灘 No.5B'y								
5		小水無瀬島								
6		伊予灘 No.8B'y								
7		釣島水道								
8		安芸灘 No.1B'y								
9		安芸灘 No.2B'y								
10		安芸灘 No.4B'y								
11		来島海峡 No.2B'y								
12		来島海峡 No.9&10B'y								
13		備後灘 No.1B'y								
14		備後灘 No.3B'y								定時連絡
15		備後灘 No.7B'y								
16		備讃南 No.1B'y								
17		備讃南 No.3B'y								
18		牛島								
19		小瀬居島								速力制限
20		備讃東 No.2B'y								区域
21		備讃東 No.3B'y								
22		備讃東 No.4B'y								
23		カナワ岩								
24		備讃東 No.7B'y								
25		播磨灘 No.1B'y								
26		播磨灘 No.6B'y								
27		明石海峡 西方B'y								
28		明石海峡 No.1B'y								
29		明石海峡 No.3B'y								
30		明石海峡 東方B'y								
31		神戸沖 No.1B'y								
32		神戸沖 No.2B'y								入港連絡
33		大阪灯標								
34		南港 防波堤								
35	05-30	大阪南港 Fバース	Var.	2.1	245.4	0.0			00-00	

運航基準別表

航路 新門司港—大阪南港

上り2便

番号	時刻	通過地点	針路 (度)	距離 (マイル)	航程	残航程	速力	所要時間		備考
								区間	To Go	
1	19-50	新門司港 ターミナル			0.0	245.0			12-40	
2		新門司 No.3&4B'y	Var.	2.1						出港後連絡
3		南東水道 No.4B'y								
4		伊予灘 No.5B'y								
5		小水無瀬島								
6		伊予灘 No.8B'y								
7		釣島水道								
8		安芸灘 No.1B'y								
9		安芸灘 No.2B'y								
10		安芸灘 No.4B'y								
11		来島海峡 No.2B'y								
12		来島海峡 No.9&10B'y								
13		備後灘 No.1B'y								
14		備後灘 No.3B'y								定時連絡
15		備後灘 No.7B'y								
16		備讃南 No.1B'y								
17		備讃南 No.3B'y								
18		牛島								
19		小瀬居島								速力制限
20		備讃東 No.2B'y								区域
21		備讃東 No.3B'y								
22		備讃東 No.4B'y								
23		カナワ岩								
24		備讃東 No.7B'y								
25		播磨灘 No.1B'y								
26		播磨灘 No.6B'y								
27		明石海峡 西方B'y								
28		明石海峡 No.1B'y								
29		明石海峡 No.3B'y								
30		明石海峡 東方B'y								
31		神戸沖 No.1B'y								
32		神戸沖 No.2B'y								入港連絡
33		大阪灯標								
34		南港 防波堤								
35	00-00	大阪南港 Fバース	Var.	2.1	245.4	0.0			00-00	

運航基準別表

航路 新門司港—大阪南港

1月1日・2日 下り1便

番号	時刻	通過地点	針路 (度)	距離 (マイル)	航程	残航程	速力	所要時間		備考
								区間	To Go	
1	18-30	大阪南港 Fバース			0.0	245.0			12-30	
2		南港 防波堤	Var.	2.1						
3		大阪灯標								
4		神戸沖 No.2B'y								
5		神戸沖 No.1B'y								出港後連絡
6		明石海峡 東方B'y								
7		明石海峡 No.3B'y								
8		明石海峡 No.1B'y								
9		明石海峡 西方B'y								
10		播磨灘 No.6B'y								
11		播磨灘 No.1B'y								
12		備讃東 No.7B'y								
13		カナワ岩								
14		備讃東 No.4B'y								
15		備讃東 No.3B'y								速力制限 区域
16		備讃東 No.2B'y								
17		小瀬居島								
18		牛島灯標								
19		波節岩								
20		備讃北 No.2B'y								
21		備後灘 No.7B'y								
22		備後灘 No.3B'y								定時連絡
23		備後灘 No.1B'y								
24		来島海峡 No.9&10B'y								
25		来島海峡 No.2B'y								
26		安芸灘 No.4B'y								
27		安芸灘 No.2B'y								
28		安芸灘 No.1B'y								
29		釣島水道								
30		伊予灘 No.8B'y								
31		小水無瀬島								
32		伊予灘 No.5B'y								
33		南東水道 No.4B'y								入港連絡
34		新門司 No.3&4B'y								
35	07-00	新門司港 ターミナル	Var.	2.1	245.0	0.0			00-00	

別表 7

船長が指揮をとるべき狭水道の区間

海上交通安全法で航路が指定された海域および通常船舶の輻輳が予想される海域。

1. 明石海峡 明石海峡東方B点～明石海峡西方A点
2. 備讃瀬戸 六島沖 ～ 地蔵崎沖(備讃瀬戸 東航路、北航路、南航路)
3. 来島海峡 安芸灘No. 4灯浮標 ～ 備後灘No. 1灯浮標
4. 釣島水道 伊予灘No. 9灯浮標 ～ 安芸灘No. 2灯浮標

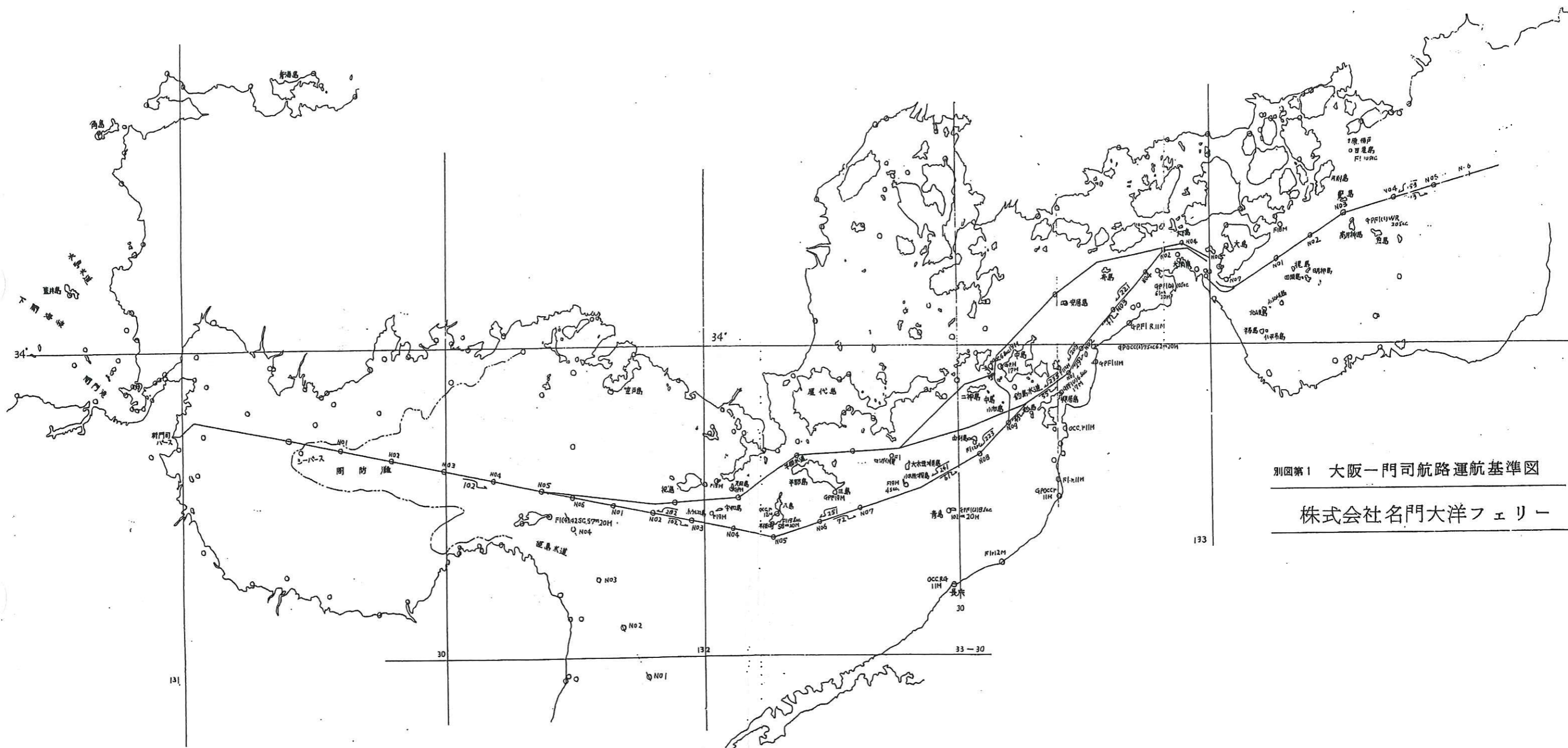
速力基準表

フェリーきょうと フェリーふくおか

MANOEUVERING SPEED 525 R.P.M				
	AHEAD		ASTRN	
	PITCH	KNOTS	PITCH	KNOTS
D. SLOW	5.5°	3.0	-6.5°	4.0
SLOW	8.0°	6.0	-9.0°	6.0
HALF	12.0°	9.0	-13.0°	9.0
FULL	17.0°	12.0	-18.0°	12.0

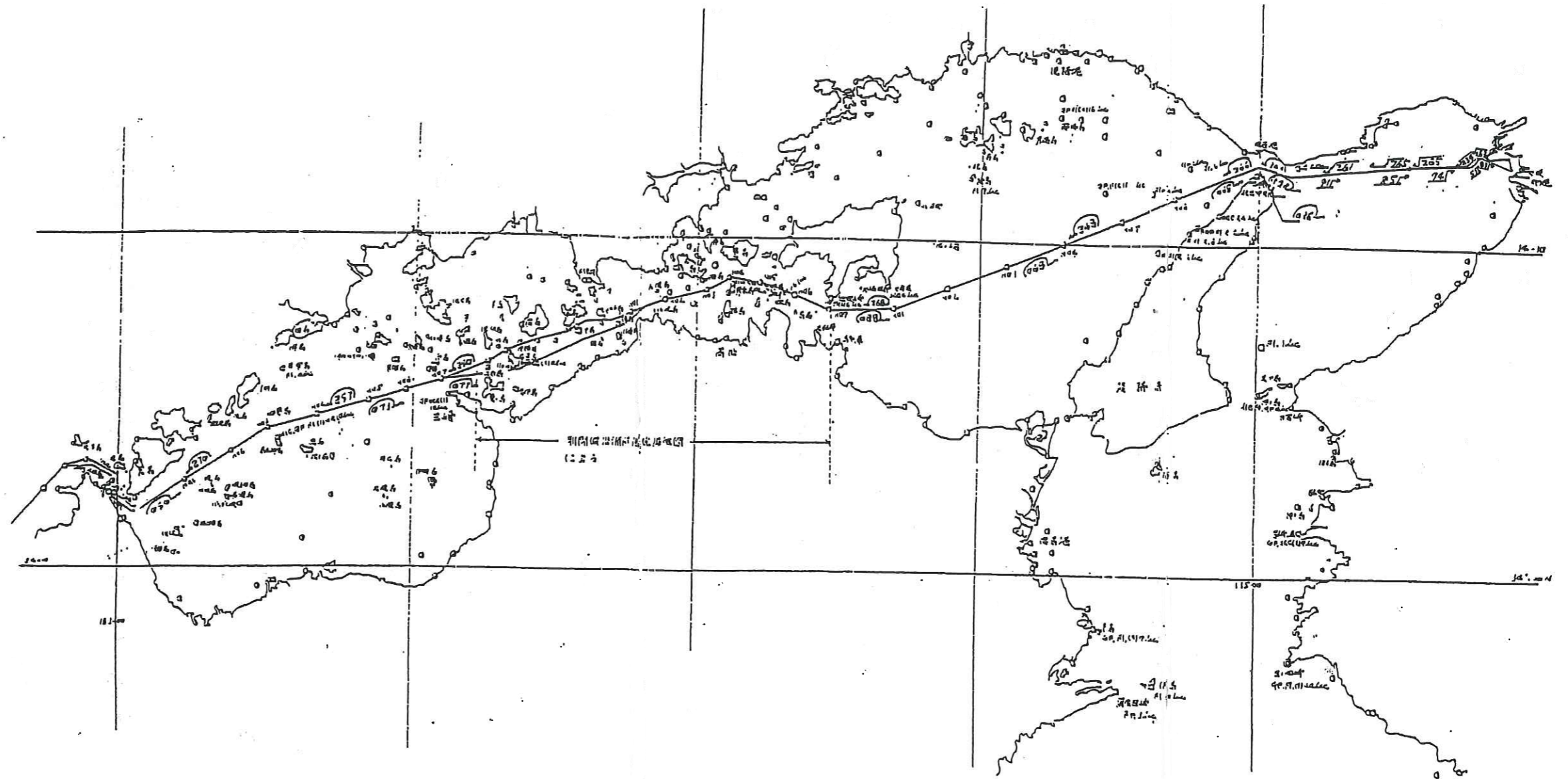
フェリーおおさかⅡ フェリーきたきゅうしゅうⅡ

MANOEUVERING SPEED 446 R.P.M				
	AHEAD		ASTRN	
	PITCH	KNOTS	PITCH	KNOTS
D. SLOW	5.0°	3.0	-5.0°	-3.0
SLOW	10.0°	6.0	-10.0°	-6.0
HALF	15.0°	9.0	-14.5°	-7.0
FULL	20.0°	12.0	-20.0°	-8.0

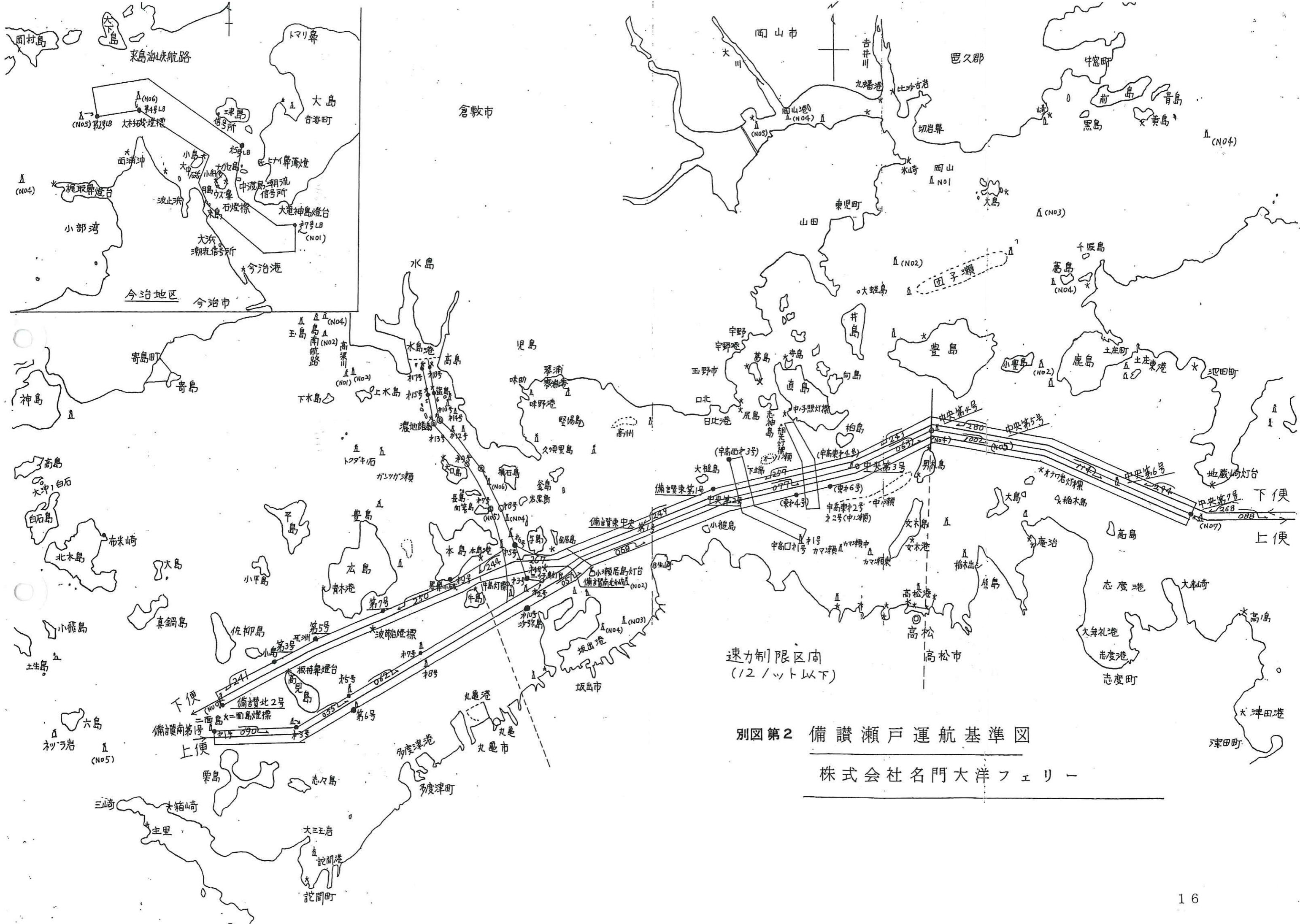


別図第1 大阪一門司航路運航基準図

株式会社名門大洋フェリー



大阪 - 門司航路運航基準図  
株式会社 名門大洋フェリー



別図第2 備讃瀬戸運航基準図

株式会社名門大洋フェリー

# 作 業 基 準

2017年9月1日

株式会社名門大洋フェリー

# 目 次

第1章	目 的	.....	1
第2章	作業体制	.....	1
第3章	危険物等の取扱い	.....	2
第4章	乗下船作業	.....	2
第5章	旅客の遵守事項等の周知	.....	6

## 第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、大阪～門司航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。なお、船内荷役作業についてはこの基準の他に、別途定める船内荷役マニュアルによるものとする。

## 第2章 作 業 体 制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名しその係の作業を指揮させることができる。

(1) 陸上作業

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ① 乗下船する車両の誘導ならびに改札 | 車両誘導係 (1～2名)     |
| ② 乗下船する旅客の誘導並びに改札  | 旅客係 (1名)         |
| ③ 可動橋等陸上岸壁施設の操作    | ランプウェイ運転係 (1～3名) |
| ④ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し  | 綱取係 (6名)         |
| ⑤ 乗船待機中の旅客及び車両の誘導  | 駐車場整理係 (1～2名)    |

(2) 船内作業

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ① 乗下船する車両の誘導      | 車両誘導係 (3～9名)          |
| ② 乗下船する旅客の誘導      | 旅客係 (2～6名)            |
| ③ 航送旅客の誘導         | 航送旅客係 (1～3名/車両誘導係が兼務) |
| ④ 個縛装置等の取り付け、取り外し | 個縛係 (3～6名/車両誘導係が兼務)   |

2. 乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。

3. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、(副) 運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理
- (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

### 第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか、次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し(副)運航管理者に報告すること。
  - (2) (副)運航管理者は、報告のあった当該危険物が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは、運送の引き受けを拒絶しなければならない。
  - (3) (副)運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
  - (4) (副)運航管理者は、運送を引受けた危険物が車両に積載されているものであるときは、当該危険物の車両への積載状況を点検のうえ、船舶への積載方法について前項の措置を講ずること。
2. 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品(以下「刀剣等」という。)の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに(副)運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
  - (2) (副)運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
3. 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、(副)運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
4. 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を(副)運航管理者に報告するものとする。

### 第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

第6条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

2. 駐車場整理係員は、乗船待ち車両を車種別に区分し、乗下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
3. 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は高高貨物積載車については、特に留意するものとする。
4. 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは、陸上作業指揮者に報告して、その指示を受け積載するまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
5. 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積載場所を特定し、又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

(乗船準備作業)

- 第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として乗用車、旅客については離岸1時間前、その他の車両については離岸2時間前から乗船作業を開始する。
2. 乗船開始5分前になったとき、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置して可動橋（車両甲板ランプドアを含む。以下同じ）及び人道橋を架設する。
  3. 船内作業指揮者は、可動橋及び人道橋が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

- 第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
2. 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。
  3. 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
  4. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、(副) 運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

(車両の積込み)

- 第9条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積込みを開始するよう指示する。
2. 陸上の車両誘導係員は、車両を可動橋の先端まで誘導し、船内の車両誘導係員に当該誘導を引継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。
  3. 船内車両誘導係員は、乗船した車両の中に燃料洩れのを発見した場合は、船内作業指揮者に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をなさしめるか又は下船の措置をとるものとする。
  4. 船内車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
  5. 航送旅客係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(自動車の積付け等)

- 第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。
- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
  - (2) 自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。  
ただし、やむを得ず自動車列の両側に幅60cm以上の通路を設けることができない場合であっても、通行、避難、消火活動、救助活動等を行うために支障のない場合は、この限りではない。
  - (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。ただし、自動車の前後間において、通行、避難、消火活動、救助活動等を行う場合は、当該活動等を行う箇所に通行、避難、消火活動、救助活動等を行うのに十分な幅の通路を設けること。
2. 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際、次の措置を講じる。
- (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切りサイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。
  - (2) トレーラーシャーシの積付けに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して、切り離し時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めることを確実に

に実施する。

- (3) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応じ、車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。

(車止め及び固縛装置取付作業等)

第11条 固縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。

- 但し第1項は、船体の動揺、傾斜により移動するおそれがない乗用車を除く。
- 船長は航行中に気象・海象が次表の左欄の条件に達するおそれがあるとみとめるときは、船内作業指揮者に対し、下欄の車両について車止めの増強、固縛装置の取り付け等の実施を指示する。

	気象・海象	移動防止措置
レベル 4	波高 3.0 m～3.5 m未満	大型車両ラッシング
レベル 3	波高 2.5 m～3.0 m未満	ラッシング前後2列 中央部分ウェッジ増強、荷姿の悪い車両はラッシング
レベル 2	波高 2.0 m～2.5 m未満	ウェッジ増強（前後2列及びコンポジション不良部分）荷姿の悪い車両は積み付け位置を考慮する
レベル 1	波高 2 m未満	通常通り

- 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

(離岸準備作業)

第12条 陸上作業指揮者は、搭載予定車両の積込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し船内作業指揮者にその旨を連絡する。

- 船内作業指揮者は、前項の連絡を受けたときは、可動橋の収納時刻を決定し陸上作業指揮者に連絡する。ただし、特別の理由がない限り、可動橋の収納時刻は離岸時刻の5分前とする。
- 収納時刻となったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は緊密な連携のもとに、それぞれの作業員を指揮して可動橋を収納する。
- 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客（第10条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。
- 陸上作業指揮者は、原則として離岸時間の5分前となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断索を張り人道橋を収納する。
- 船内の旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
- 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項をすみやかに船長に報告する。

(1) 乗船旅客数及び搭載車両数

(2) 第10条第2項第3号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

(離岸作業)

第13条 陸上作業指揮者は離岸準備作業完了後、適切な時期に出港の放送をさせるとともに、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱放係員を所定の位置に配置する。

- 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静、その他周囲の状況が

出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。

3. 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱放係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

#### (船内巡視)

第14条 船内巡視は、「船内巡視要領 別表1」に定める組織及び要領により実施する。

2. 船長は荒天等のため臨時の巡視の必要を認めるときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
3. 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

#### (着岸準備作業)

第15条 (副) 運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

2. 陸上作業指揮者は船舶の着岸時刻5分前までに綱取り作業、可動橋及び人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸作業を行う。

#### (着岸作業)

第16条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2. 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
3. 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

#### (係留中の保安)

第17条 船長及び(副) 運航管理者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法並びに可動橋及び人道橋の保安に十分留意する。

#### (下船準備作業)

第18条 船長は、入港に先立ち適切な時期に船内作業指揮者に車両のオーバーラッシング及び固縛装置の取り外しを指示する。

2. 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは固縛係員を指揮してオーバーラッシング及び固縛装置を取り外す。
3. 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。
4. 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を開放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに可動橋、人道橋を架設し、舷門を開放する。
5. 船内作業指揮者は、可動橋の架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取り外す。
6. 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により下船準備の案内をする。

#### (旅客の下船)

第19条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、舷門にあって人道橋の架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第20条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。
- (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。
2. 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
3. 陸上作業指揮者は、可動橋及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めを解き、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。
4. 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、各甲板の車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。
5. 船内車両誘導係員は、車両を可動橋上に停止させることのないように誘導する。
6. 船内車両誘導員は、トレーラーシャーシの陸揚げに際し、トレーラーヘッドの運転手に対して接続作業時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めることを確実に実施する。
7. 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮して可動橋及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当る。

(下船の終了)

第21条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客及び車両の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮して可動橋及び人道橋を収納する。

2. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ(副)運航管理者及び船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

第22条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は、陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び(副)運航管理者にその旨を連絡する。

2. 船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、(副)運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。
3. 船長及び(副)運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第23条 (副)運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を放送及び掲示板等により周知しなければならない。周知事項の掲示は駐車場及び待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること。(夜間)
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。

- (7) 車両甲板上で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り施錠しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項の周知)

第24条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
  - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
  - (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)
  - (4) 車両区域内における注意事項
    - ① 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されていること。
    - ② 車両甲板上で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り施錠しておくこと。
    - ③ 車両積込み完了後は必ず客室へ移ること。
    - ④ 車止め及び固縛装置は自分で外さないこと。
    - ⑤ エンジンの始動は、係員の指示に従って行うこと。
    - ⑥ 車両の運転は、乗組員の誘導に従い、徐行すること。
    - ⑦ 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
  - (5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員へ通報
  - (6) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)
2. 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

## 別表 1

### 【 船 内 巡 視 要 領 】

1. 巡視時間  
船内巡視は、出港配置解散後および当直交代時に実施する。
2. 巡視員  
出港配置解散後           一航士・甲板部員  
当直交代時                非番になる航海士・甲板部員 1 名
3. 巡視場所および点検事項  
巡視員は、巡視記録簿に記載された経路図により各事項を点検する。
4. 船客部巡視  
マネージャーは船内営業時間内に適宜巡視を行い、消灯後の巡視は特に入念に実施し船橋に報告する。
5. 異常のある場合の措置  
巡視員は異常事態を発見した場合、必要な措置を取り、かつ当該施設の責任者に通報し急迫した危険がある時は直ちに応援を求め危険の除去に努めるとともに船長に報告する。
6. 記録  
巡視員は巡視時間、巡視場所、点検事項、巡視結果等必要な事項を記録し、これに署名し船橋当直責任者に報告する。

### 【 機 関 室 巡 視 要 領 】

1. 巡視時間  
機関室巡視は、S/B時および当直中実施する。
2. 巡視員  
当直機関士
3. 巡視場所および点検事項  
巡視員は巡視経路により、各機器の運転状態を点検する。
4. 異常のある場合の措置  
船内巡視要領に準ずる。
5. 記録  
船内巡視要領に準ずる。

附則

この規程は、消火プラン策定（第10条（2）（3））により2017年9月1日より実施する。

この規定は、作業基準（第2条（2）①）により、2021年12月16日より実施する。

# 事故処理基準

2017年9月1日

株式会社名門大洋フェリー

# 目 次

第1章 総 則 .....	1
第2章 事故等発生時の通報 .....	1
第3章 事故の処理等 .....	3
第4章 非常対策本部の設置等 .....	5

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等の処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る (1) ～ (4) に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び (5) の事態 (以下「インシデント」という。) をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故 (以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の障害
- (4) 強取 (乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の障害
- (5) 前記 (1) ～ (3) の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

## 第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2. 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118 番」による。以後、別表 2 の「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等を行うものとする。
3. 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話 (FAX を含む) 又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生に及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式 (FAX 用紙) を船舶及び事務所に備え置くものとする。
4. 非常連絡は、原則として、別表 1 の「非常連絡表」によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

- (1) 全事故等に共通する事項
  - ① 船名
  - ② 日時
  - ③ 場所
  - ④ 事故等の種類
  - ⑤ 死傷者の有無
  - ⑥ 救助の要否
  - ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故の態様による事項

事故の種類		連絡事項
a	衝突事故	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器、車両の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときは d 項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用) 船主・船長名（できれば住所、連絡先） <b>【船舶衝突の場合】</b> ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） <b>【船舶衝突の場合】</b>
b	乗揚げ事故	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときは d 項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災事故	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水事故	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況等
f	人身事故行方不明を除く	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等

h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

### 第3章 事故の処理等

(船長がとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2. 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

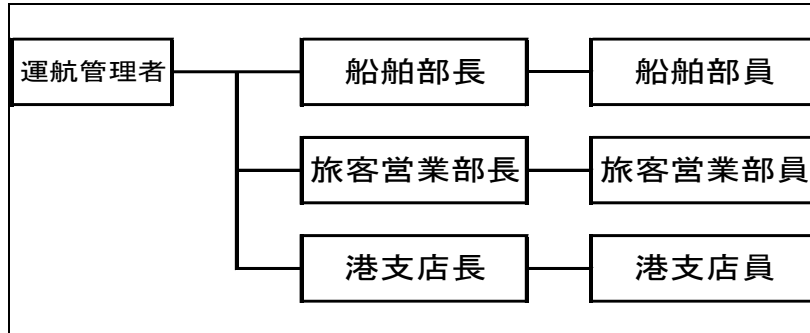
3. 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第8条 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は次表のとおりとする。

事故処理組織表



2. 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。
3. 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。
4. 運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表3の「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

委員長	社長
副委員長	安全統括管理者 運航管理者
委員	船舶部長 旅客営業部長 港支店長 副運航管理者

## 第4章 非常対策本部の設置等

(組織及び編成)

第12条 非常対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。



(職務分掌)

第13条 非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

2. 本社本部員の職務

本部長	本部長は事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統轄し、本部員を指揮、監督する。
副本部長	副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
本部長付	本部長付は、本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針の策定に参画するとともに、事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに本社及び現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
各対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
各対策部員	各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

3. 現地本部員の職務

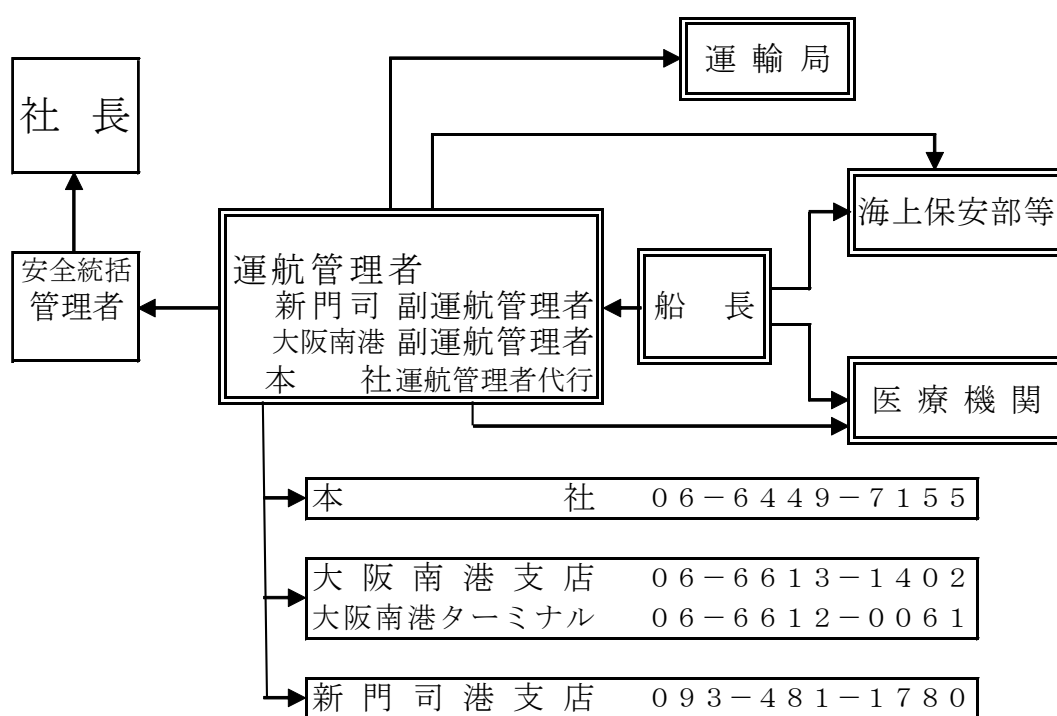
現地本部長	現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業務を統轄し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
現地副本部長	現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
現地各対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について現地本部長に報告する。
現地各対策部員	現地対策部員は、各対策部長の命を受け所管の事故処理業務を実施する。

4. 各対策部の所掌

救難対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。</li> <li>② 救難計画の立案及び実施に関すること。</li> <li>③ 船長への連絡及び指示に関すること。</li> <li>④ 関係機関への手配及び連絡に関すること。</li> <li>⑤ その他救難に必要な事項に関すること。</li> </ul>
旅客対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旅客名簿の作成に関すること。</li> <li>② 被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関すること。</li> <li>③ 被災者の近親者への事故の発生通知に関すること。</li> <li>④ 死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。</li> <li>⑤ 被災者及び被災者の近親者の世話に関すること。</li> <li>⑥ 欠航便の旅客処理に関すること。</li> <li>⑦ 運賃の払い戻しに関すること。</li> <li>⑧ 旅客に係る補償に関すること。</li> <li>⑨ その他旅客対策に関すること。</li> </ul>

<p>貨物 対策部</p>	<p>① 車両、貨物、手小荷物及び郵便物のリストの作成に関する事。  ② 車両、貨物、手小荷物及び郵便物の損傷及び紛失の状況の把握に関する事。  ③ 車両、貨物、手小荷物及び郵便物の引き渡しに関する事。  ④ 車両、貨物、手小荷物に係る補償に関する事。  ⑤ その他貨物対策に関する事。</p>
<p>広報 対策部</p>	<p>① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関する事。  ② 被災者の近親者等への事故情報の提供に関する事。  ③ 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関する事。  ④ その他事故に係る広報に関する事。</p>
<p>庶務 対策部</p>	<p>① 対策本部の編成に関する社内への周知及び本部の設営に関する事。  ② 見舞い及び弔意に関する事。  ③ 本部の経理に関する事。  ④ 本部要員の健康管理に関する事。  ⑤ その他庶務に関する事。</p>

非常連絡表



## 官 公 署 連 絡 表

## 【海上保安部関係】

保安部名称	所在地	電話番号	VHF呼出名称
第5管区海上保安本部	神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551	
大阪海上保安監部	大阪市港区築港4-10-3	06-6572-4999	こうべほあん
神戸海上保安部	神戸市中央区波止場町1-1	078-331-2027	こうべほあん
第6管区海上保安本部	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111	
高松海上保安部	高松市朝日新町1-30	087-823-4999	ひろしまほあん
今治海上保安部	今治市片原町1丁目3番地2	0898-32-4999	ひろしまほあん
松山海上保安部	松山市海岸通2426-5	089-951-4999	ひろしまほあん
広島海上保安部	広島市南区宇品海岸3-10-1	082-251-4999	ひろしまほあん
徳山海上保安部	周南市那智町3-1	0834-21-4999	ひろしまほあん
第7管区海上保安本部	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931	
門司海上保安部	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-4999	もじほあん
大分海上保安部	大分市大字海原字地浜916-5	097-521-4999	もじほあん

## 【運輸局関係】

名称	所在地	電話番号
近畿運輸局 運航労務監理官	大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6415 (夜間・休日)080- -
九州運輸局 運航労務監理官	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3181
福岡運輸支局門司港庁舎	北九州市門司区西海岸1丁目3番10 門司港湾合同庁舎	093-322-2700

## 【警察署・消防署関係】

名称	所在地	電話番号
大阪水上警察署	大阪市港区海岸1-5-1	06-6575-1234
大阪水上消防署	大阪市港区築港3-1-47	06-6574-0119

## 医療機関連絡表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本海員掖済会		
大阪掖済会病院	大阪市西区本田2-1-10	06-6581-2881
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学が丘1-21-1	078-781-7811
門司掖済会病院	北九州市門司区清滝1-3-1	093-321-0984
大阪みなと中央病院	大阪市港区磯路1-7-1	06-6572-5721
南大阪病院	大阪市住之江区東加賀屋1-18-18	06-6685-0221
南港病院	大阪市住之江区北加賀屋2-11-15	0570-06-2323
九州労災病院門司メディカルセンター	北九州市門司区東港町3番1号	093-331-3461
きしもとクリニック	北九州市門司区大字吉志407番地	093-483-1600
九州労災病院	北九州市小倉南区曾根北町1番1号	093-471-1121

附 則

この規程は、2017年9月1日より実施する。

附 則

この規程は、2019年12月1日より実施（社内部署改編に伴い、部署名の変更）

附 則

この規程は、2022年7月1日より実施（非常対策本部組織及び編成、別表2、別表3の変更）

附 則

この規程は、2023年4月1日より実施（別表2の変更）

# 地震防災対策基準

2017年9月1日

株式会社名門大洋フェリー

## 目 次

第 1 章 総 則	1
第 2 章 防災体制及び情報伝達	1
第 3 章 点検及び整備	2
第 4 章 船舶の運航中止及び避難等	2
第 5 章 教育、訓練及び広報	4

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適當な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

(1) 人命の安全確保を最優先とする。

(2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

第3条 この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

(1) 大阪～門司航路

# 第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

2. (副) 運航管理者（本社、支店の防災対策部長）と船長との連絡は、船舶電話・携帯衛星電話等により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 本社及び支店の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2. 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。
- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
  - (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
  - (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
  - (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

### 第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

- 第8条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。
2. 船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。
3. 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオ・テレビ・パソコンを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

- 第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

### 第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

- 第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第11条 第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着岸中の場合は安全を確認し、旅客の取扱い(乗下船の必要性等。以下同じ。)を判断したうえで、下記(1)から(3)のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記(1)または(2)のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

- (1) 概ね大阪湾沖合の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。
- (2) 次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあっては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。
  - イ 津波警報等が発令されていないこと。
  - ロ 海上保安庁による交通規制(入港の制限又は避難の勧告)がなされていないこと。
  - ハ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。
  - ニ 市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。
- (3) 係留を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときは、別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表1、別表2により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中、津波が来襲すると振れ回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第15条 第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認め

られた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第15条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第17条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

## 第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 運航管理者は社長指示の下、当社単独に又は関係機関もしくは関係事業者と共同で地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2. 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3. 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第19条 地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

(別添) 主要施設の位置図

(別添) 航路図

<別 紙>

避難要領について

① 新門司港支店津波避難マニュアル

② 大阪南港支店津波避難マニュアル

株式会社名門大洋フェリー（新門司港支店）

フェリックス物流株式会社（本部）

## 新門司港支店津波避難マニュアル

### 1. 前提：

本マニュアルは、旅客及び旅客の見送り人等が、新門司港フェリーターミナル（以下「ターミナル」という）の待合所や、ターミナルに停泊中の当社フェリー船内に滞在する間に、地震とそれに伴う津波が発生した際の対応に関するものである。

当社フェリーの乗船客がターミナルに滞在する時間帯は、通常以下のとおり。

- ・ 下り1便船新門司港着 05:30  
乗客が下船した後、ターミナルに滞在する時間帯 05:30～06:30頃まで
- ・ 下り2便船新門司港着 08:30  
乗客が下船した後、ターミナルに滞在する時間帯 08:30～09:30頃まで
- ・ 上り1便船新門司港発 17:00  
乗客が乗船するためターミナルに滞在する時間帯 15:00頃～17:30頃まで
- ・ 上り2便船新門司港発 19:50  
乗客が乗船するためターミナルに滞在する時間帯 18:00頃～20:30頃まで

### 2. 地震発生時の初期対応：

- ①地震発生時は、頭部を守るなど、まず身体の安全を図る。
- ②大きな揺れが収まったら、ターミナル内の乗客に対し館内放送などにより、落下物からの身体防護や屋外への飛び出し禁止を呼びかけるとともにパニック発生の防止に努める。
- ③館内放送（例）

「緊急情報です。ただいま地震が発生しました。お客様は落ち着いて身の安全を図って下さい。」

#### 【震度が大きく津波の発生が予想される場合】

「津波の来襲が想定されます。係員の誘導に従って下さい。」

#### 【津波情報が無い場合】

「余震も想定されますので、むやみに動かないでください。地震情報が入り次第、お知らせします。」

#### 【地震情報の提供】

「ただいまの地震は、震源地は（ ）でマグニチュードは（ ）でした。北九州市門司区の震度は（ ）でした。ターミナルの被害は現在調査中です。」

【津波警報あるいは津波注意報が発令された場合】一次項へ

【重要】

3. 津波が発生した場合の対応：

- ① 大津波警報（津波高さ10m超～3m）または津波警報（津波高さ3m～1m）発令時停泊中の本船船内、ターミナル待合所等にいる旅客（旅客の見送り人を含む）を徒歩で避難所である新門司地域交流センター・新門司体育館（又は松ヶ江中学校）に避難させる。

当社社員は旅客に対し、案内放送（拡声器）により、避難所まで案内・誘導するとともに、避難経路図を配布する。

「本日（ ）時（ ）分、気象庁から福岡県瀬戸内海沿岸部への高さ（ ）メートルの津波警報が発令されました。ただちに係員の誘導に従い避難してください。津波避難所は、フェリーターミナルから約1.6km南西にある新門司地域交流センター・新門司体育館（又は松ヶ江中学校）です。係員が旗を揚げて誘導しますので、これに従って避難してください。

道路の渋滞により避難が困難になることも予想されますので、お車でお越しのお客様も徒歩で避難をお願いいたします。」

新門司地域交流センター・新門司体育館までの距離：約1.6km 所要時間：徒歩約20分

（松ヶ江中学校までの距離：約1.8km 所要時間：徒歩約25分9



南海トラフ巨大地震発生時：福岡県北九州市門司区 震度：5強

：福岡県北九州市門司区 想定される津波の高さ 最大3.4m

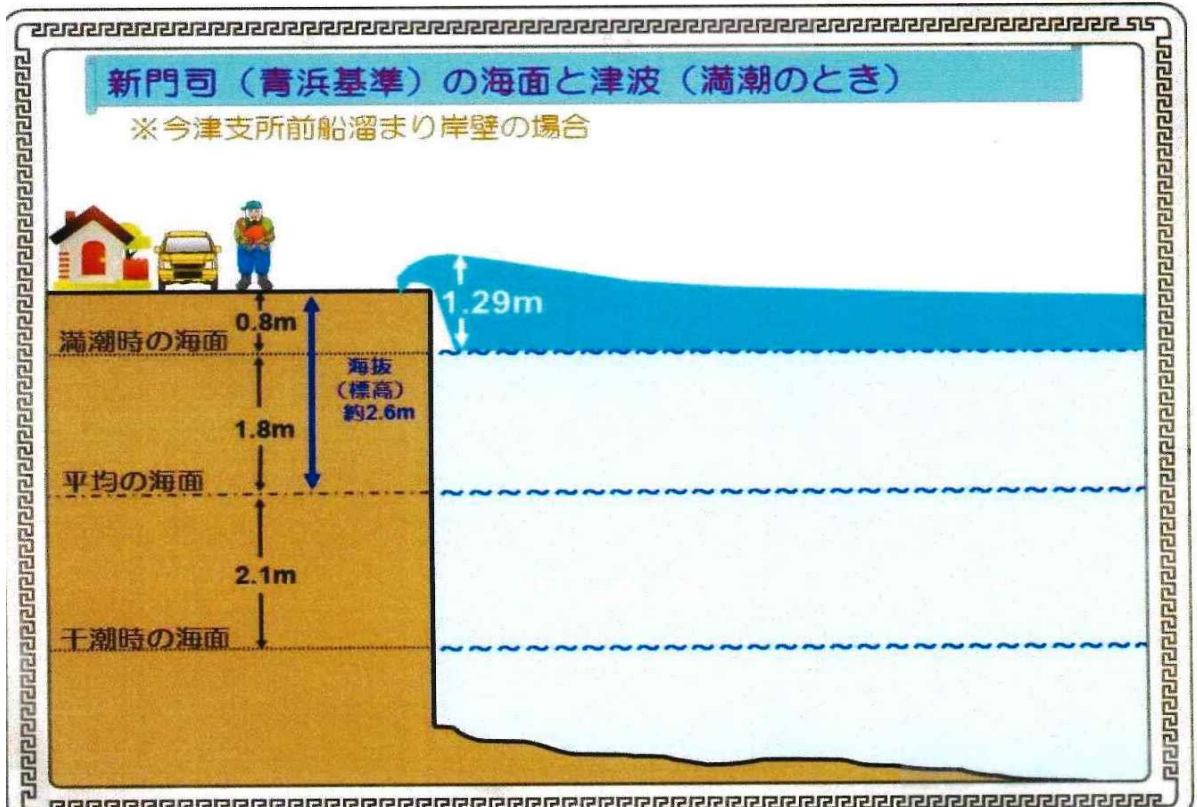
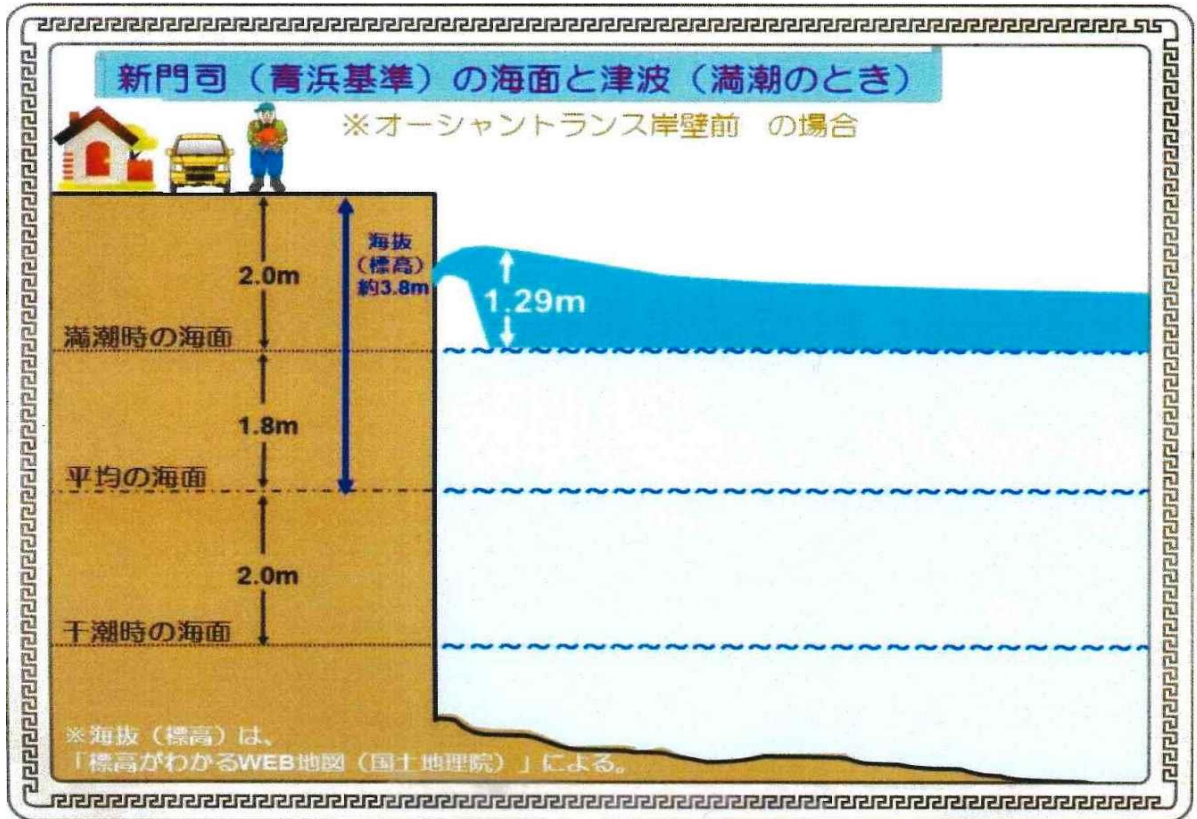
(南海トラフ巨大地震モデル検討会 平成25年3月31日)

津波警報・注意報の種類

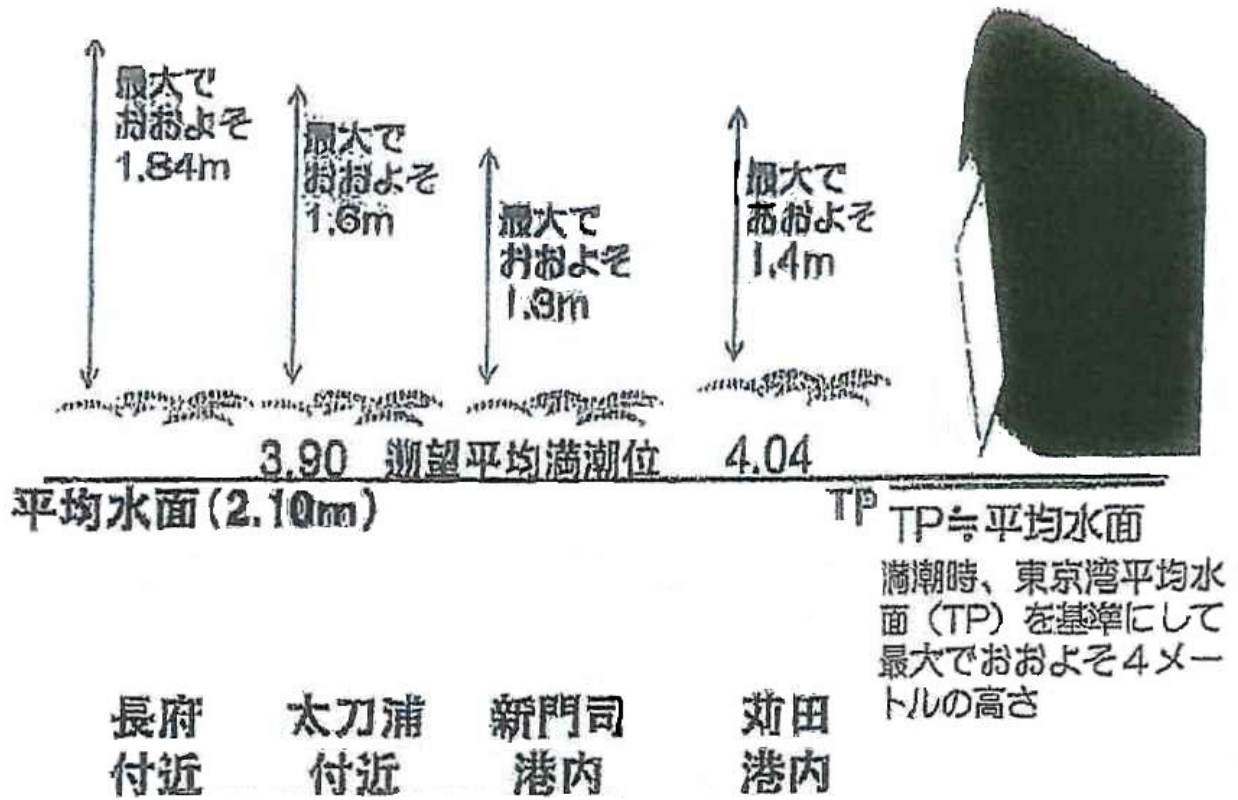
種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

津波襲来イメージ

(門司海上保安部 平成 25 年 5 月 22 日資料より)



# 関門海峡東部の津波の襲来イメージ



## 大阪南港支店津波避難マニュアル

### 1. 前提：

- (1) 本マニュアルは、乗客および乗客の見送り人(以下「乗客等」という)が、大阪南港フェリーターミナル（以下「ターミナル」という)の待合所に滞在する間に、地震とそれに伴う津波が発生した際の対応に関するものである。
- (2) 当社フェリーの乗下船客がターミナルに滞在する時間帯は、通常以下のとおり。
- ・ 上り1 便船大阪南港着 05:30  
乗客が下船した後、ターミナルに滞在する時間帯 05:30～08:30 頃まで
  - ・ 上り2 便船大阪南港着 08:30  
乗客が下船した後、ターミナルに滞在する時間帯 08:30～10:00 頃まで
  - ・ 下り1 便船大阪南港発 17:00  
乗客が乗船するためターミナルに滞在する時間帯 14:30 頃～17:30 まで
  - ・ 下り2 便船大阪南港発 19:50  
乗客が乗船するためターミナルに滞在する時間帯 17:30 頃～20:30 まで
- (3) 本マニュアルに基づき、乗客等に対する通知・避難誘導など必要な対応を行う責任者は、原則として、以下のとおりとする。
- ・ 責任者： 05:30～09:00 の時間帯は運航補助者  
09:00～20:30 の時間帯は名門大洋フェリー大阪南港支店主管者
- (4) 地震発生時にターミナルに停泊中の当社フェリーの船内に滞在する乗客は、原則として、全員下船させる。

### 2. 地震発生時の初期対応：

- ① 地震発生時は、頭部を守るなど、まず身体の安全を図る。
- ② 大きな揺れが収まったら、責任者は、スタッフと協力して、ターミナルビル内の乗客等に対し館内放送などにより、落下物からの身体防護や屋外への飛び出し禁止を呼び掛けると共に、パニック発生の防止に努める。
- ③ 乗客等を指定場所(ターミナルビル横南側駐車場付近)に集合させる。
- ④ 館内放送または拡声器による連絡(例)  
「緊急情報です。ただいま地震が発生しました。お客様は落ち着いて身の安全を図って下さい。」

#### 【震度が大きく津波の発生が予想される場合】

「津波の来襲が想定されます。係員の誘導に従って指定場所に集合して下さい。」

#### 【津波情報が無い場合】

「余震も想定されますので、むやみに動かないで下さい。地震情報が入り次第、お知らせします。」

### 【地震情報の提供】

「ただいまの地震は、震源地は（ ）でマグニチュードは（ ）でした。大阪市の震度は（ ）でした。ターミナルの被害は現在調査中です。」

### 【重要】

#### 3. 津波が発生した場合の対応：

- ① 大津波警報（津波高さ 10m 超～3m）または津波警報（津波高さ 3m～1m）発令時停泊中の本船船内、ターミナル待合所等にいる乗客等を、徒歩で、避難所である港南造形高校に避難させる。責任者およびスタッフは、旅客に対し、以下のような案内放送（拡声器）により、避難所まで案内・誘導する共に、避難経路図を配布する。

「本目（ ）時（ ）分、気象庁から大阪府沿岸部への高さ（ ）メートルの津波警報が発令されました。直ちに係員の誘導に従い避難して下さい。津波避難所は、フェリーターミナルから約 1 km 南東にある港南造形高校です。係員が旗を掲げて誘導しますので、これに従って避難して下さい。道路の渋滞により、避難が困難になることも想定されますので、お車でお越しのお客様も徒歩で避難をお願いします。」

- ② 津波注意報発令時（津波高さ 1m 未満）

避難はしないが、責任者およびスタッフは、待合所の乗客に対して以下のように注意喚起する。

「（ ）で地震が発生し、津波注意報が発令されました。予想される津波の高さは 1 m 未満です。本船の運航は通常通り実施致しますが、津波の高さなどの予想が変わる場合は、お客様に避難をお願いする場合がございますので、館内放送にご留意下さい。」

港南造形高校までの距離：約 1 km 所要時間：徒歩約 20 分



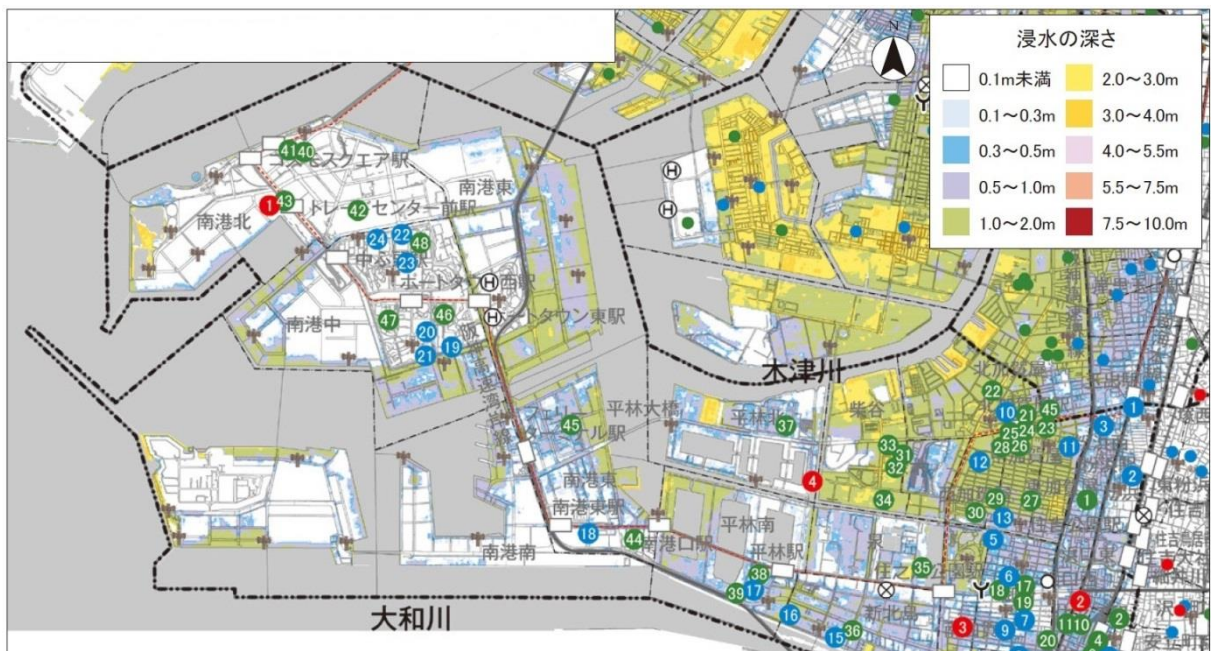
(図 1) 避難所までのルート

【参考】

津波の被害想定：2012年8月29日内閣府発表 南海トラフ地震・津波想定結果：

海岸付近の津波高最大値 住之江区 4m(満潮位) 到達時間 110~120分

大阪市浸水予想図(2006年3月/東南海・南海地震(マグニチュード8.6程度)が同時に発生し、防潮堤に設置されている防潮扉(夜間開放されているもの)などが閉まらなかった場合に津波による浸水が起きたときの予測図(満潮時を想定))

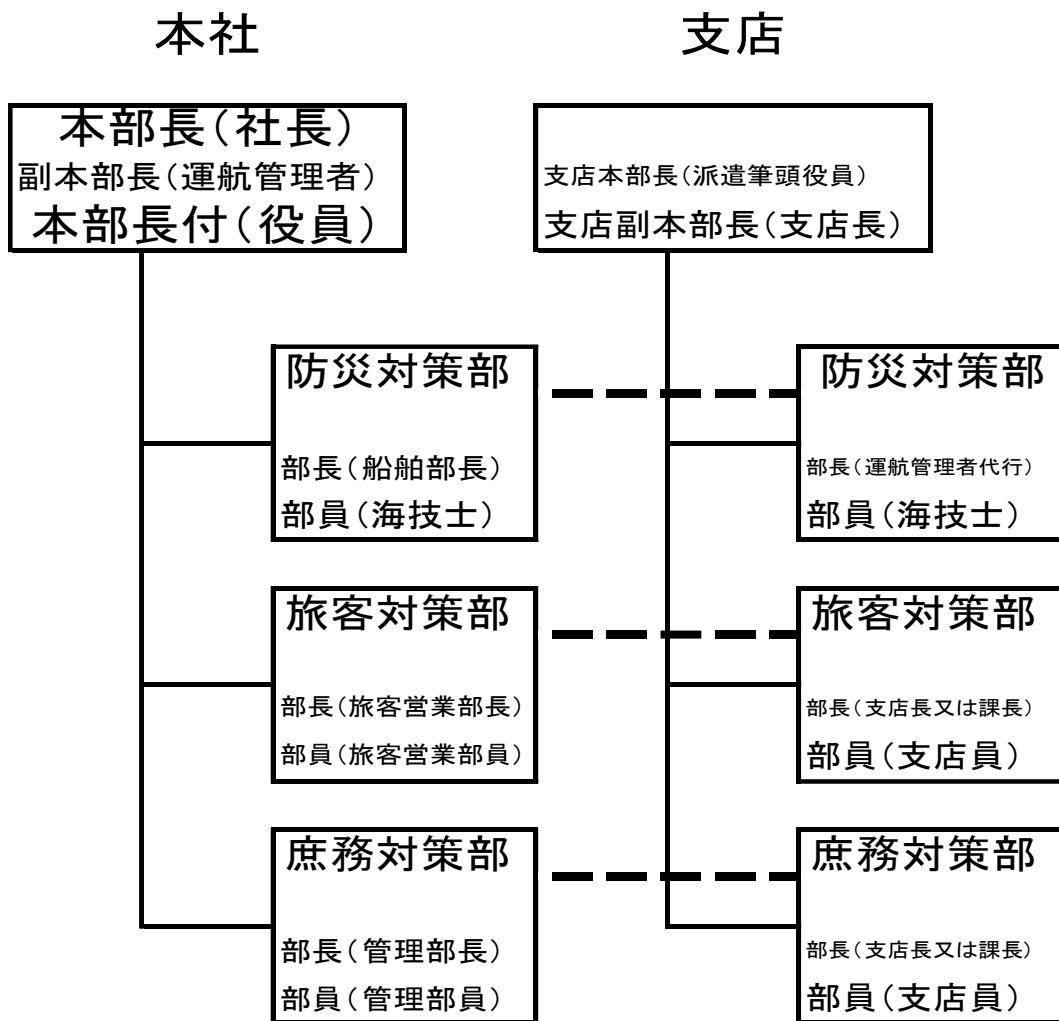


津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高に低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2mを超え、1m以下の場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

地震防災対策組織編成図

地震防災対策本部



## 地震防災対策組織の要員の職務

(1)

職名	職務
本部長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する。
副本部長	副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
本部長付	本部長付は、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画するとともに本部長の特命事項の処理及び本社、支店等での対策の実施につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
防災対策部長	1. 地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。 2. 使用港湾(運航中止後の避難予定先の港湾及び海域を含む。)における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 3. 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策部長	1. 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2. 市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な非難がなされるよう措置する。 3. その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策部長	1. 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 2. 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
各部員	各部員は、所属部長の命を受け、地震防災対策を実施する。

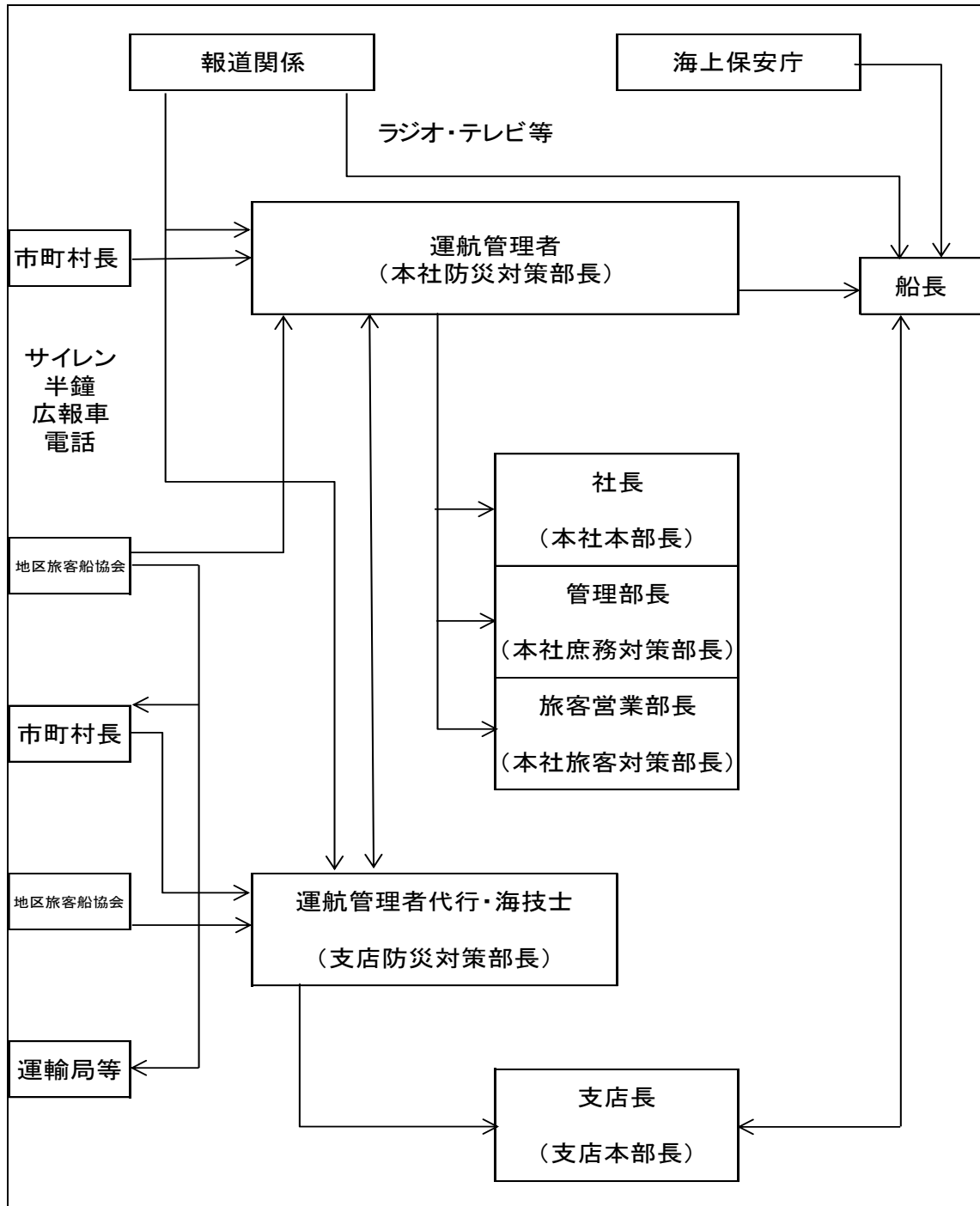
(2) 支店地震防災対策本部員の職務

職名	職務
支店本部長	支店本部長は、支店における地震対策を統轄し、支店本部員を指揮・監督する。
支店副本部長	支店副本部長は、支店本部長を補佐し、支店本部各部の業務の調整を図る。
支店防災対策部長	本社防災対策部長の職務のうち当該支店に係るものを行う。
支店旅客対策部長	本社旅客対策部長の職務のうち当該支店に係るものを行う。
支店庶務対策部長	本社庶務対策部長の職務のうち当該支店に係るものを行う。

2 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社又は支店に集合するものとする。

3 本社本部長又は支店本部長が不在又は連絡不能であって、その職務を遂行できない場合には、第4条の「地震防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち上位の者が、その職務を代行する。

情報の伝達経路



官 公 署 連 絡 表

【海上保安部関係】

保安部名称	所在地	電話番号	VHF呼出名称
第5管区海上保安本部	神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551	
大阪海上保安監部	大阪市港区築港4-10-3	06-6572-4999	こうべほあん
神戸海上保安部	神戸市中央区波止場町1-1	078-331-2027	こうべほあん
第6管区海上保安本部	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111	
高松海上保安部	高松市朝日新町1-30	087-823-4999	ひろしまほあん
今治海上保安部	今治市片原町1丁目3番地2	0898-32-4999	ひろしまほあん
松山海上保安部	松山市海岸通2426-5	089-951-4999	ひろしまほあん
広島海上保安部	広島市南区宇品海岸3-10-1	082-251-4999	ひろしまほあん
徳山海上保安部	周南市那智町3-1	0834-21-4999	ひろしまほあん
第7管区海上保安本部	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931	
門司海上保安部	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-4999	もじほあん
大分海上保安部	大分市大字海原字地浜916-5	097-521-4999	もじほあん

【運輸局関係】

名称	所在地	電話番号
近畿運輸局 運航労務監理官	大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6415 (夜間・休日)080- -
九州運輸局 運航労務監理官	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3181
福岡運輸支局門司港庁舎	北九州市門司区西海岸1丁目3番10 門司港湾合同庁舎	093-322-2700

【警察署・消防署関係】

名称	所在地	電話番号
大阪水上警察署	大阪市港区海岸1-5-1	06-6575-1234
大阪水上消防署	大阪市港区築港3-1-47	06-6574-0119

## 医療機関連絡表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本海員掖済会		
大阪掖済会病院	大阪市西区本田2-1-10	06-6581-2881
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学が丘1-21-1	078-781-7811
門司掖済会病院	北九州市門司区清滝1-3-1	093-321-0984
大阪みなと中央病院	大阪市港区磯路1-7-1	06-6572-5721
南大阪病院	大阪市住之江区東加賀屋1-18-18	06-6685-0221
南港病院	大阪市住之江区北加賀屋2-11-15	0570-06-2323
九州労災病院門司メディカルセンター	北九州市門司区東港町3番1号	093-331-3461
きしもとクリニック	北九州市門司区大字吉志407番地	093-483-1600
九州労災病院	北九州市小倉南区曾根北町1番1号	093-471-1121

附 則

この規程は、2017年9月1日より実施する。

附 則

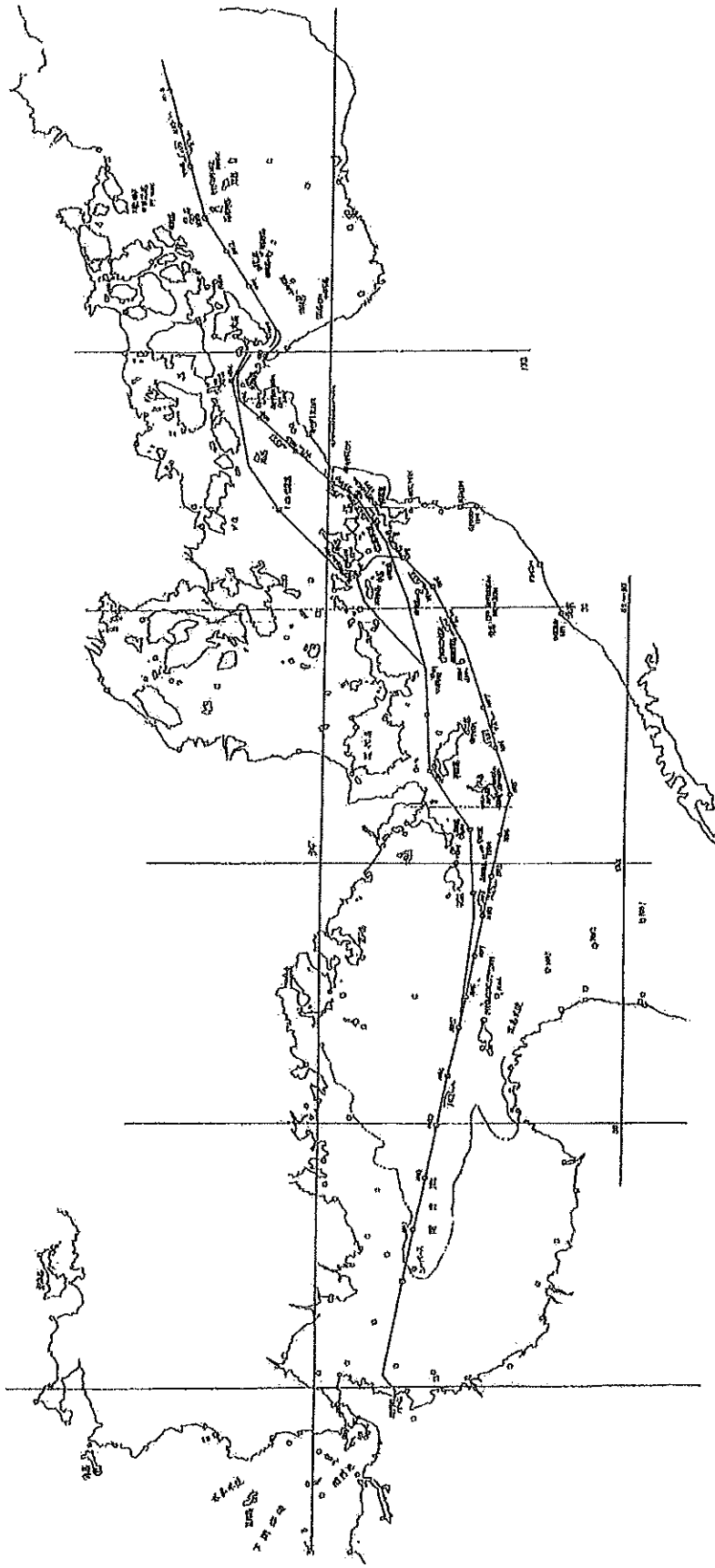
この規程は、2019年12月1日より実施（社内部署改編に伴い、部署名の変更）

附 則

この規程は、2022年7月1日より実施（別図2、別表1、別表2の変更）

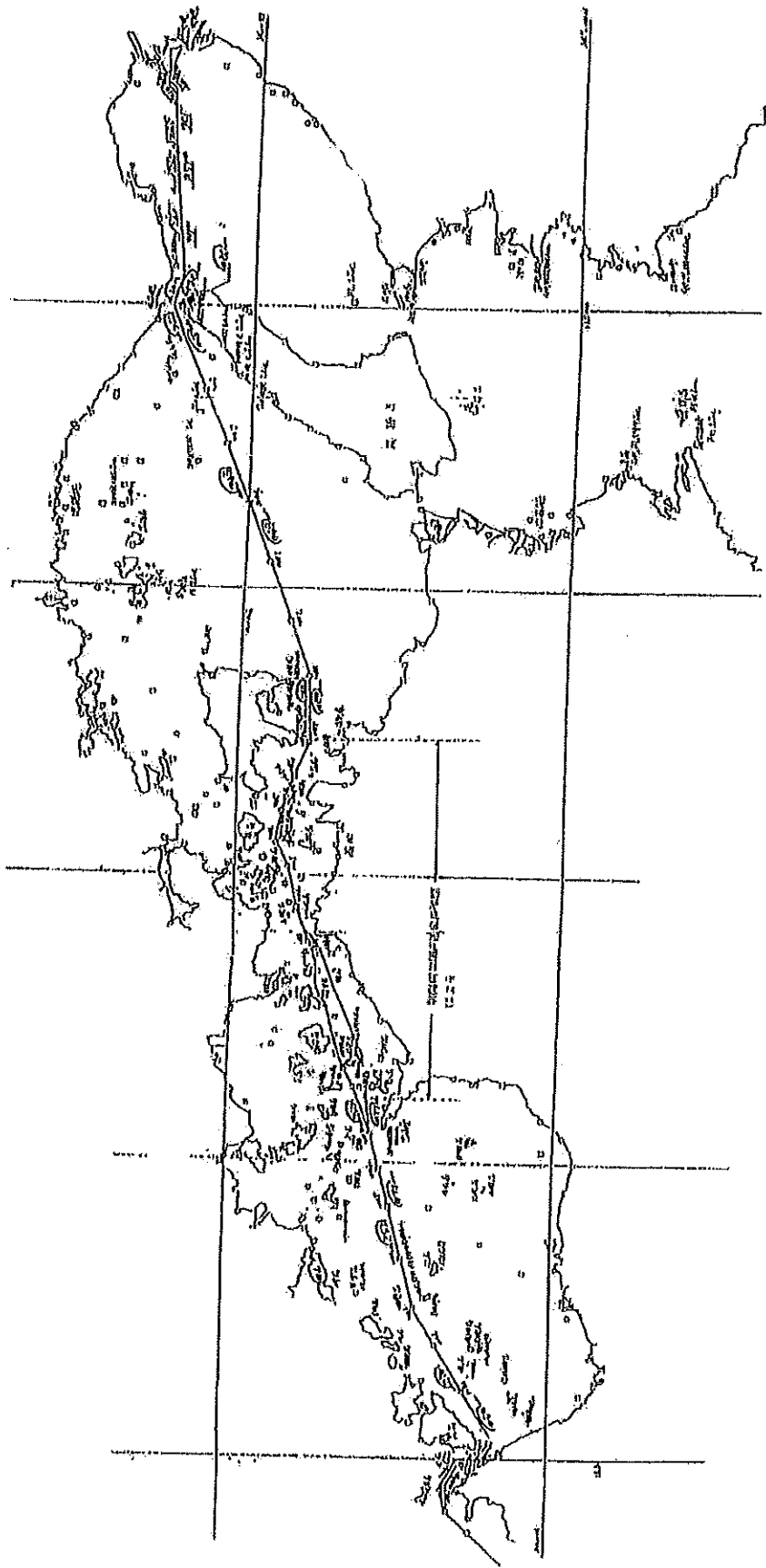
附 則

この規程は、2023年4月1日より実施（別表1今治保安住所の変更）



大阪一門司航路運航基準図

株式会社 名門大洋フェリー

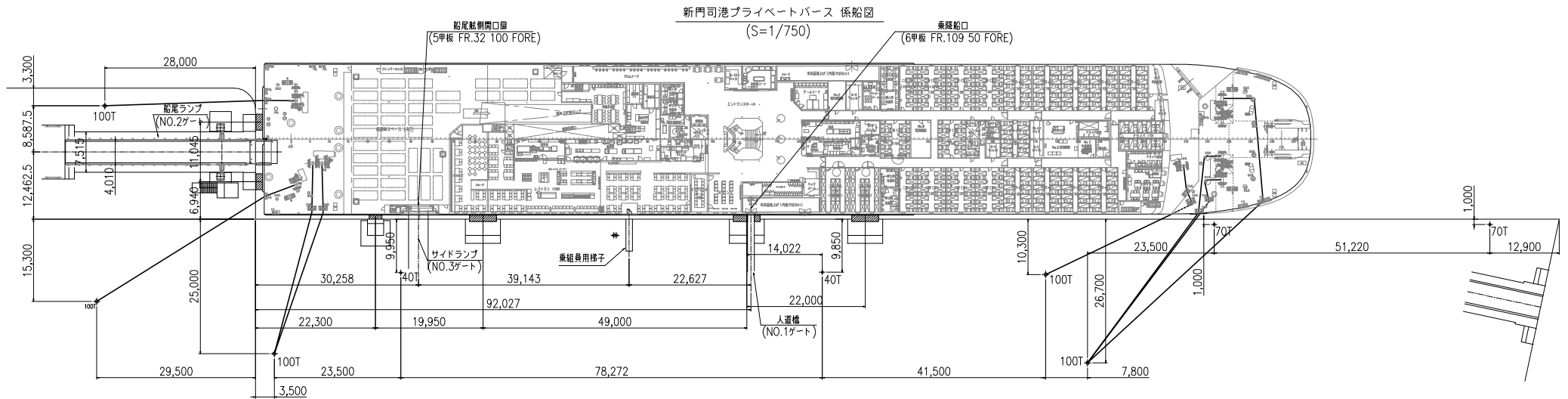


大阪一門司航路運航基準図

株式会社 名門大洋フェリー

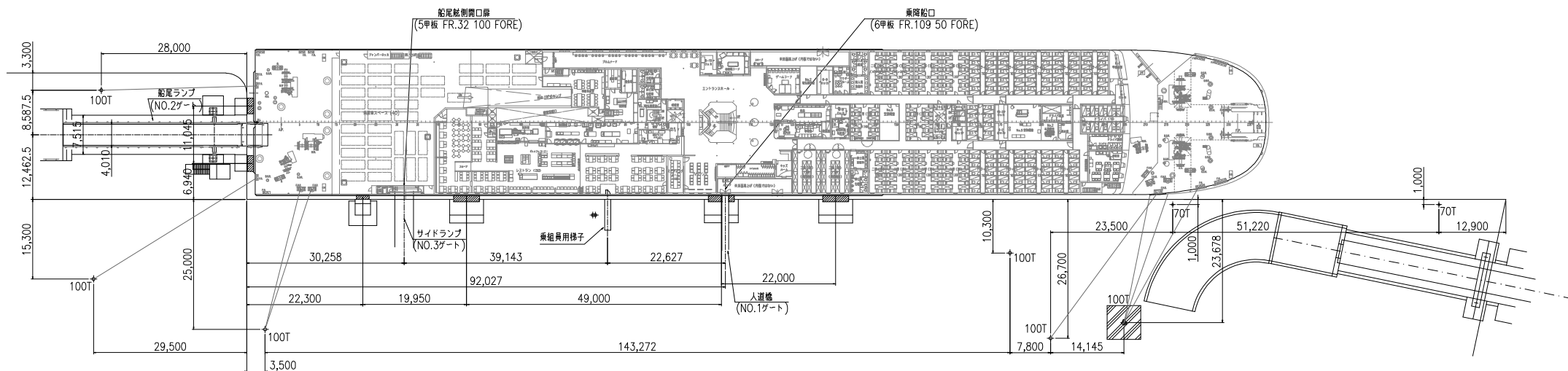


# 新門司港専用岸壁 接岸図 フェリーきょうと・フェリーふくおか①



# 新門司港専用岸壁 接岸図 フェリーきょうと・フェリーふくおか②

新門司港プライベートバス 係船図  
(S=1/750)



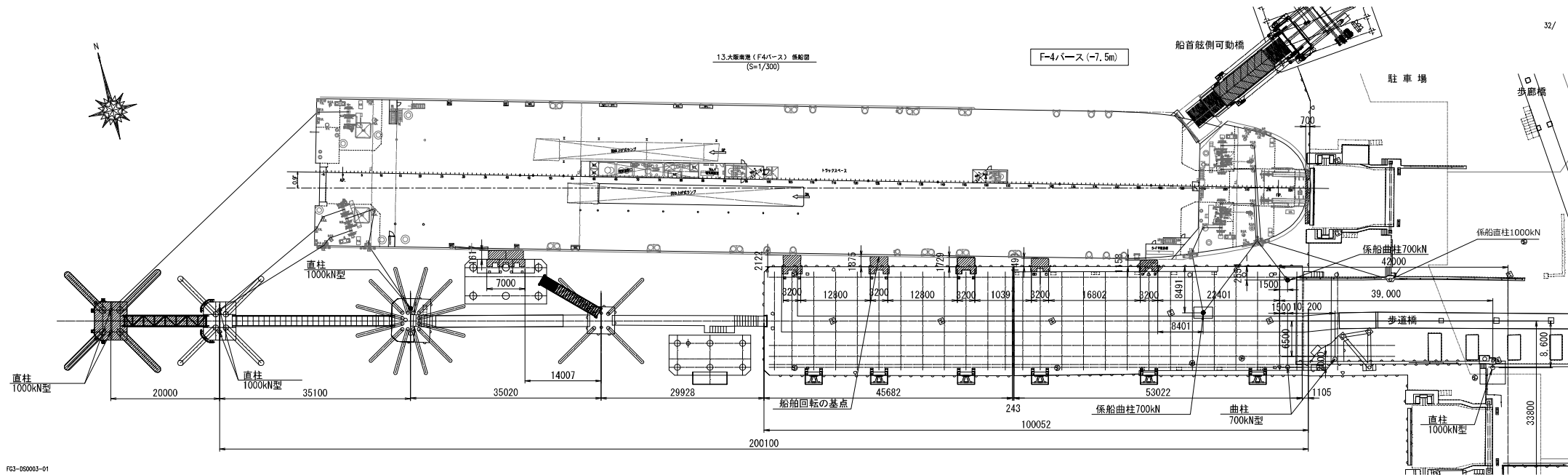






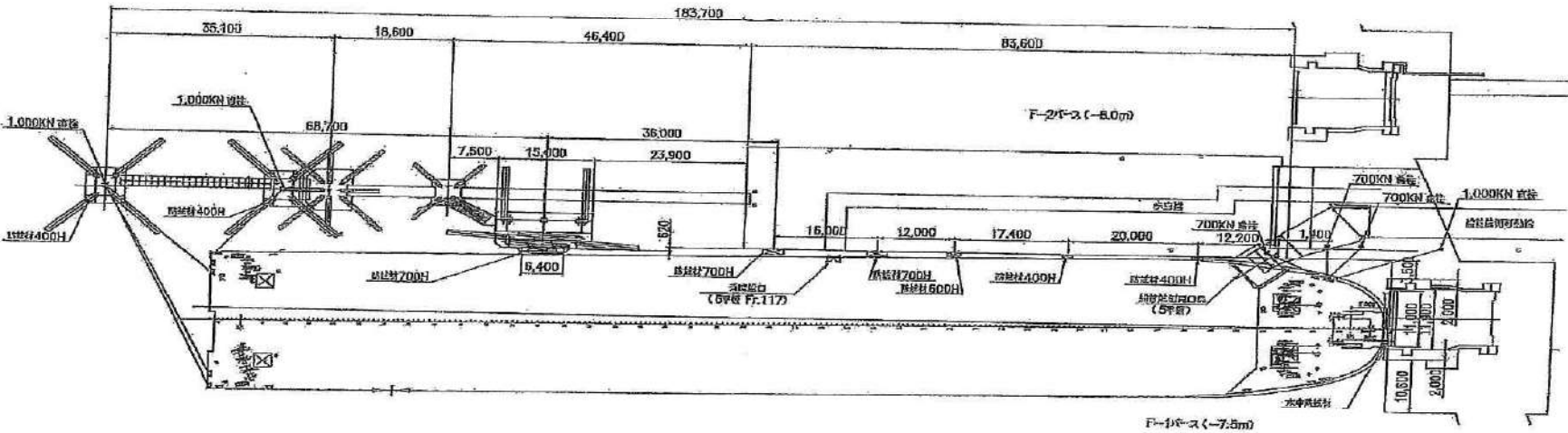
# 大阪南港 F-4 接岸図

# フェリーおおさかⅡ・フェリーきたきゅうしゅうⅡ

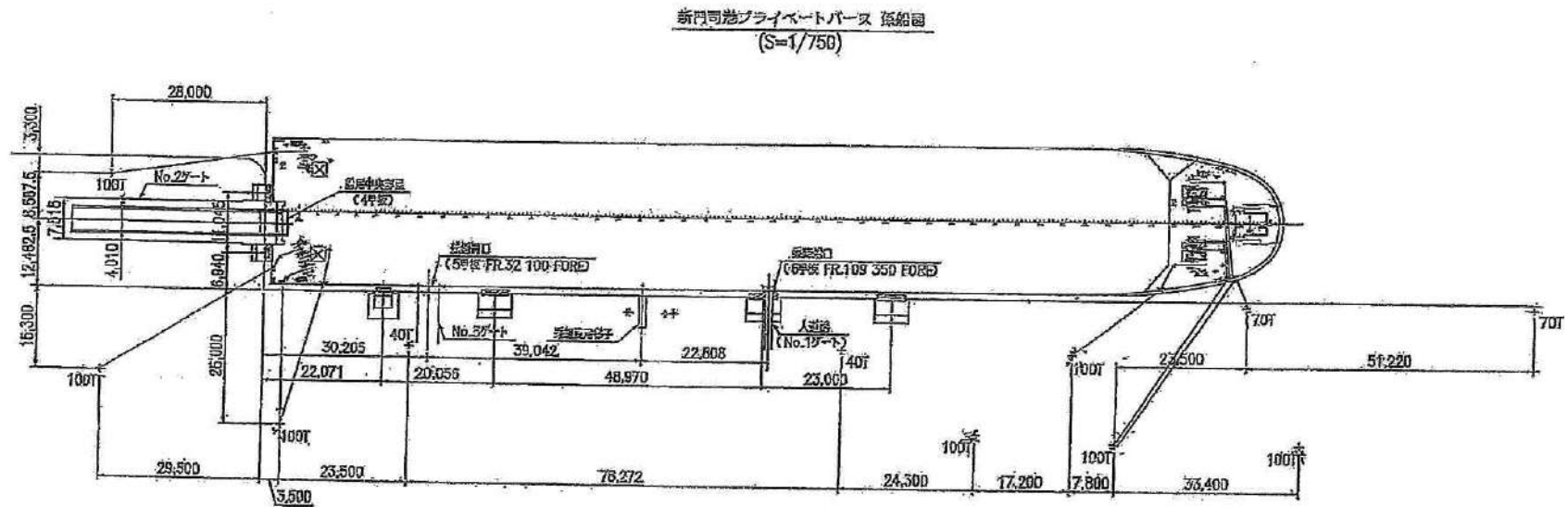


# 大阪南港 F-1 接岸図 フェリーおおさかⅡ・フェリーきたきゅうしゅうⅡ

大阪南港F1バース 係船図  
(S=1/600)



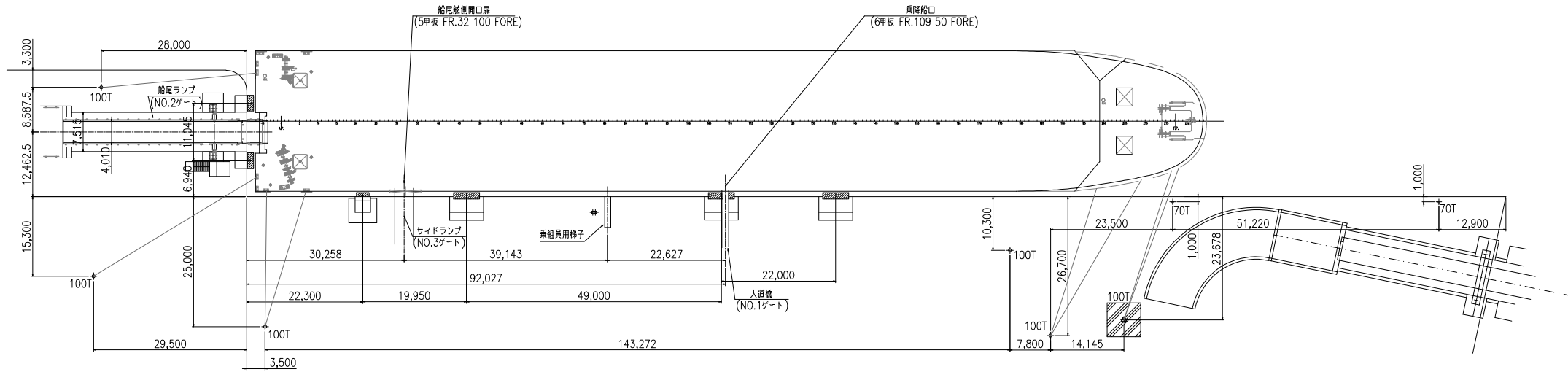
新門司港専用岸壁 接岸図 フェリーおおさかⅡ・フェリーきたきゅうしゅうⅡ①



# 新門司港専用岸壁 接岸図

# フェリーおおさかⅡ・フェリーきたきゅうしゅうⅡ②

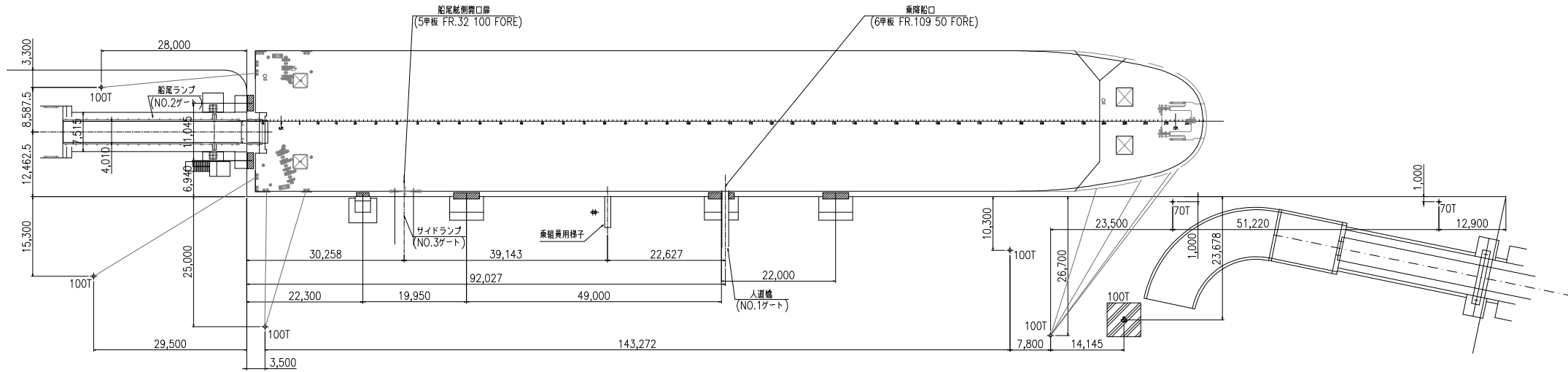
新門司港プライベートバース 係船図  
(S=1/750)



# 新門司港専用岸壁 接岸図

# フェリーおおさかⅡ・フェリーきたきゅうしゅうⅡ③

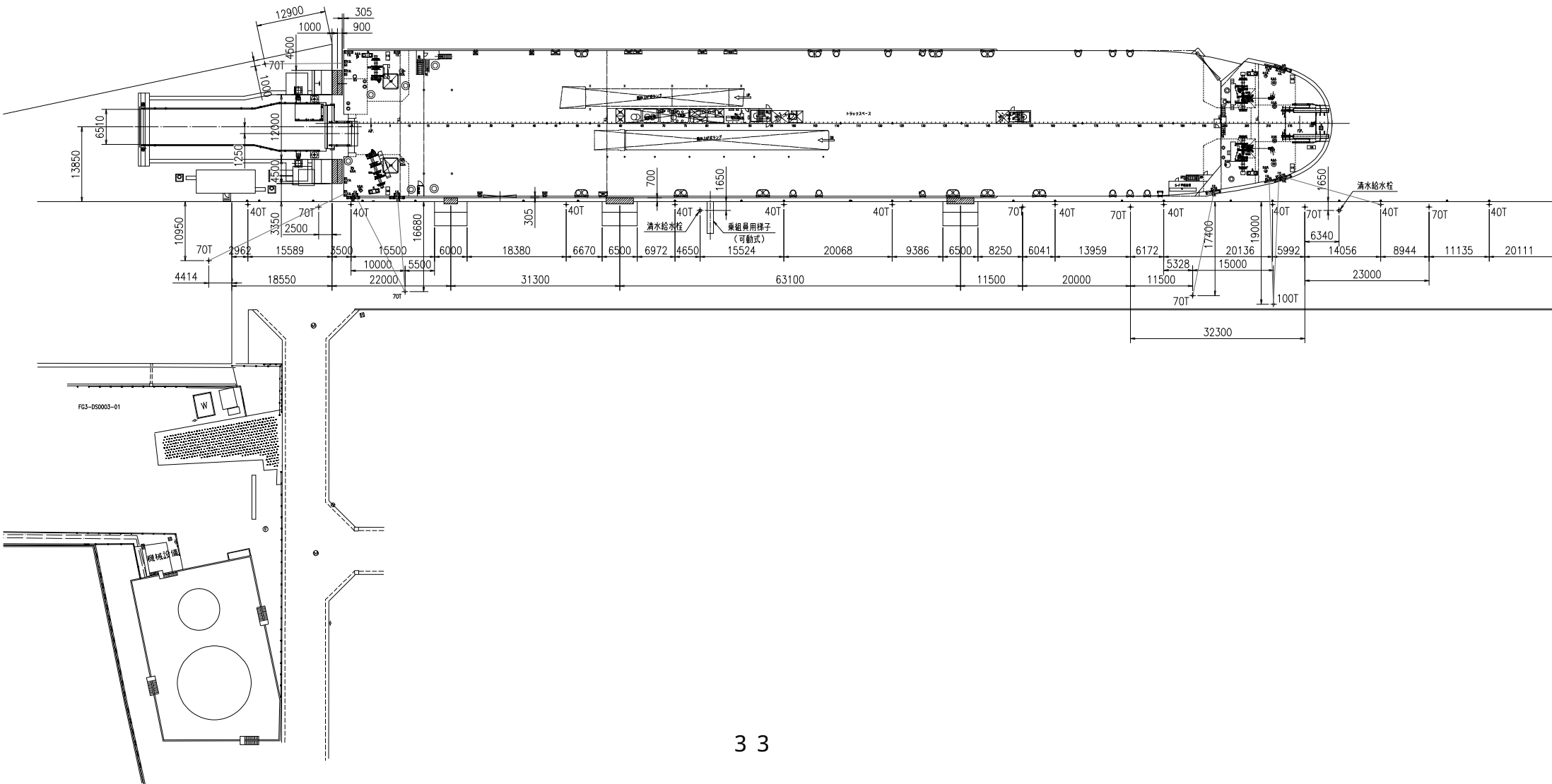
新門司港プライベートバース 係船図  
(S=1/750)



# 新門司港公共埠頭5号岸壁 接岸図

# フェリーおおさかⅡ・フェリーきたきゅうしゅうⅡ

新門司港公共バス 係船図  
(S=1/700)



# 消 火 プ ラ ン

2017年9月1日

株式会社名門大洋フェリー

## 車両甲板火災に対する消火プラン(フェリーおおさかⅡ・きたきゅうしゅうⅡ)

	船橋	機関室	車輛甲板	案内所	備考																				
初期対応	<p><b>火災警報</b> (航海士・甲板手)</p> <p>↓</p> <p>船長</p> <p>↓</p> <p><b>防火部署発令</b></p> <p>当直航海士:乗組員区画への一斉放送(トランシーバー及び直通電話)</p>		<p>現場確認→当直甲板手(トランシーバー携行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報発生場所の確認。火災の有無を確認</li> <li>・状況を船橋へ連絡。粉末消火器の準備</li> <li>・当直甲板手からの報告事項:火災発生場所 車両の特定・火災の種類・火元露出の有無</li> <li>・当直甲板手は可能な限り多くの消火器を収集し状況が許せば消火器による初期消火開始</li> </ul>		<p>総指揮:船長</p> <p>補助者:三航士 状況を記録 甲板部員E:操舵・三航士補佐</p> <p style="text-align: center;">消火班編成</p> <p>現場総指揮者:一航士</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1班</td> <td>甲板長</td> <td>甲板部員B</td> </tr> <tr> <td>2班</td> <td>甲板部員A</td> <td>甲板部員C</td> </tr> <tr> <td>3班</td> <td>二航士</td> <td>甲板部員D</td> </tr> <tr> <td>4班</td> <td>二機士</td> <td>四機士</td> </tr> </table> <p>救護班</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>司厨部員B</td> <td>司厨部員C</td> </tr> </table>	1班	甲板長	甲板部員B	2班	甲板部員A	甲板部員C	3班	二航士	甲板部員D	4班	二機士	四機士	司厨部員B	司厨部員C						
1班	甲板長	甲板部員B																							
2班	甲板部員A	甲板部員C																							
3班	二航士	甲板部員D																							
4班	二機士	四機士																							
司厨部員B	司厨部員C																								
初期消火	<p><b>甲板部:</b>船橋集合</p> <p>ステージング場所の選定</p> <p><b>三航士:</b> 運航管理者及び関係機関へ通報</p> <p><b>船長:</b>排煙の為、可能な限り船首を風上に立てる</p> <p><b>三航士:</b>排煙の為、メカベン運転</p> <p>船橋・機関室・案内所各所の連絡を密にする状況に応じて錨地の選定を行う</p> <p>海上保安庁などの救助がある場合は救助海域の協議する</p>	<p><b>機関部:</b> 機関制御室集合</p> <p><b>機関長:</b>機関を使用する場合など、適宜昇橋する</p> <p><b>機関長:</b> 発電機3台並列運転スラスタ・アジマス準備</p> <p><b>三機士:</b>船橋との連絡を記録 電源車供給電源を全て遮断</p>	<p><b>現場指揮:</b>一航士は現場到着後直ちに状況確認 消火班の人員確認 その他の消火班は携行品の確認</p> <p><b>一航士:</b>状況確認後、消火方針決定(使用する消火栓の位置・本数など)</p> <p><b>1班:</b>粉末消火器にて消火班による初期消火開始</p> <p><b>2班:</b>粉末消火器を収集し初期消火支援</p> <p><b>3班・4班:</b>本格消火に備え消火ホースの準備</p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>消火器を使用して火勢衰えず 初期消火失敗</b></p>	<p><b>船客部:</b>案内所集合</p> <p>旅客に各船室に戻って頂き、船室台帳を基に人員確認</p> <p>旅客へ現状説明し動揺防止に努める</p> <p><b>救護班:</b>救護に必要な担架・毛布・救急箱などを準備し一航士からの指示があればステージングへ搬入する</p>	<p style="text-align: center;">携行品</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>一航士</td> <td>防火服</td> </tr> <tr> <td>二航士</td> <td>40mmホース・マリンノズル</td> </tr> <tr> <td>二機士</td> <td>消火器(機関室)</td> </tr> <tr> <td>四機士</td> <td>SCBA・消火器(機関室)</td> </tr> <tr> <td>甲板長</td> <td>防火服・筐体破壊道具</td> </tr> <tr> <td>甲板部員A</td> <td>防火服・SCBA</td> </tr> <tr> <td>甲板部員B</td> <td>防火服・SCBA</td> </tr> <tr> <td>甲板部員C</td> <td>防火服・SCBA</td> </tr> <tr> <td>甲板部員D</td> <td>アプリケーションズル・Yゲート</td> </tr> <tr> <td>全職携行品</td> <td>トランシーバー・トーチ・笛</td> </tr> </table> <p>※一航士、1・2班は防火服を着用しステージングへ急行 ※当直部員用の防火服・携行品は各員で分担し搬入すること ※必要に応じて各員、防火服を搬入 ※火災現場が4甲板の場合、消火班3班が船首ランプと船尾ドアを排煙の為、開放 ※禁水物質の確認 ※投錨する場合は二航士・甲板部員DがS/B</p>	一航士	防火服	二航士	40mmホース・マリンノズル	二機士	消火器(機関室)	四機士	SCBA・消火器(機関室)	甲板長	防火服・筐体破壊道具	甲板部員A	防火服・SCBA	甲板部員B	防火服・SCBA	甲板部員C	防火服・SCBA	甲板部員D	アプリケーションズル・Yゲート	全職携行品	トランシーバー・トーチ・笛
一航士	防火服																								
二航士	40mmホース・マリンノズル																								
二機士	消火器(機関室)																								
四機士	SCBA・消火器(機関室)																								
甲板長	防火服・筐体破壊道具																								
甲板部員A	防火服・SCBA																								
甲板部員B	防火服・SCBA																								
甲板部員C	防火服・SCBA																								
甲板部員D	アプリケーションズル・Yゲート																								
全職携行品	トランシーバー・トーチ・笛																								
本格消火	<p>旅客へ救命胴衣の着用を指示</p> <p><b>船長:</b>隣接する車両へ延焼した場合には消火断念を適宜判断する。</p> <p><b>スプリンクラー作動指示</b></p> <p>スプリンクラー消火の継続・断念を適宜判断</p> <p><b>消火断念</b></p>	<p>消火ポンプ準備</p> <p>↓</p> <p>消火ポンプ作動 運転状態確認</p> <p>消火ポンプ停止</p> <p>スプリンクラーP/Pの作動状態確認</p> <p>スプリンクラーP/P停止</p>	<p><b>一航士:</b>初期消火失敗を船橋へ連絡 本格消火へ移行</p> <p><b>1班:</b>消火ホースを用いて消火作業</p> <p><b>2班:</b>アプリケーションズルを用いて1班の支援</p> <p><b>3班・4班:</b>必要に応じて延焼防止(冷却)作業</p> <p>※火災車両の風下の車両や天井面への延焼に注意 ※排水に注意する</p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>消火ホースを使用して火勢衰えず 一航士:スプリンクラーの使用を船橋へ要請</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>3班:スプリンクラー準備スプリンクラーバルブ室</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>一航士:スプリンクラー作動区画を3班へ指示</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>3班:指示区画スプリンクラー作動</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>一航士:スプリンクラー作動状態確認</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>一航士:消火状況を適宜報告</b></p>	<p>旅客へ救命胴衣の着用を指示</p> <p>旅客へ現状説明し動揺防止に努める</p>	<p>※一航士:適宜、人員の確認を行う</p> <p>※各班、現場指揮者との連絡を密にする</p> <p>※必要に応じて1・2班はSCBA装着(一航士指示)</p> <p>※ケーシング、ドア閉鎖</p> <p><b>【吸排気について】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 船首を風上にたてる。</li> <li>2. 4甲板においては船首ランプ・船尾ドアを開放する</li> <li>3. 火元より風上は吸気</li> <li>4. 火元より風下は排気</li> </ol> <p><b>【車両甲板での注意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※車両甲板上の排水の確保</li> <li>※脱出ハッチの閉鎖</li> <li>※各班2名以上で行動し単独行動禁止</li> <li>※消火活動は風上から進入</li> <li>※スプリンクラーの同時作動は2区画までとする</li> </ul>																				
退船	<p><b>総員退船部署発令</b></p> <p>三航士:関係各所に連絡 メカベン運転停止</p>		<p><b>一航士:</b>消火班の人員確認</p> <p><b>機関長:</b>人員確認</p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>総員退船</b></p>	<p>旅客を非常集合場所へ誘導</p> <p>各客室の残留者の有無を確認(最終人員確認)</p> <p>旅客の安全を第一に考え、動揺を抑え非常の際の心得を放送等により周知する</p>	<p><b>一航士:</b> ※適宜、人員の確認を行う</p>																				
事後処理	<p><b>船長:</b>運航管理者と事後処理について協議</p>		<p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>鎮火</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>オーバーホール</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>サルベージ</b></p>																						

※本プランは、全ての火災状況を網羅するものではなく、状況に応じて本プランとは、異なる消火活動を行うことがあり、現場指揮者の判断や船長の権限を制限するものではない

## 車両甲板火災に対する消火プラン(フェリーきょうと・フェリーふくおか)

	船橋	機関室	車輛甲板	案内所																					
初期対応	<p><b>火災警報</b> (航海士・甲板手)</p> <p>↓</p> <p>船長</p> <p>↓</p> <p><b>防火部署発令</b></p> <p>当直航海士:乗組員区画への一斉放送(トランシーバー及び直通電話)</p>		<p>現場確認→当直甲板手(トランシーバー携行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警報発生場所の確認。火災の有無を確認</li> <li>状況を船橋へ連絡。粉末消火器の準備</li> <li>当直甲板手からの報告事項:火災発生場所</li> <li>車両の特定・火災の種類・火元露出の有無</li> <li>当直甲板手は可能な限り多くの消火器を収集し状況が許せば消火器による初期消火開始</li> </ul>		<p>総指揮:船長</p> <p>補助者:三航士 状況を記録 甲板部員E:操舵・三航士補佐</p> <p style="text-align: center;">消火班編成</p> <p>現場総指揮者:一航士</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1班</td> <td>甲板長</td> <td>甲板部員B</td> </tr> <tr> <td>2班</td> <td>甲板部員A</td> <td>甲板部員C</td> </tr> <tr> <td>3班</td> <td>二航士</td> <td>甲板部員D</td> </tr> <tr> <td>4班</td> <td>二機士</td> <td>四機士</td> </tr> </table> <p>救護班</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>司厨部員B</td> <td>司厨部員C</td> </tr> </table>	1班	甲板長	甲板部員B	2班	甲板部員A	甲板部員C	3班	二航士	甲板部員D	4班	二機士	四機士	司厨部員B	司厨部員C						
1班	甲板長	甲板部員B																							
2班	甲板部員A	甲板部員C																							
3班	二航士	甲板部員D																							
4班	二機士	四機士																							
司厨部員B	司厨部員C																								
初期消火	<p><b>甲板部:</b>船橋集合</p> <p>ステージング場所の選定</p> <p><b>三航士:</b> 運航管理者及び関係機関へ通報</p> <p><b>船長:</b>排煙の為、可能な限り船首を風上に立てる</p> <p><b>三航士:</b>排煙の為、メカベン運転</p> <p>船橋・機関室・案内所各所の連絡を密にする状況に応じて錨地の選定を行う</p> <p>海上保安庁などの救助がある場合は救助海域の協議する</p>	<p><b>機関部:</b> 機関制御室集合</p> <p><b>機関長:</b>機関を使用する場合など、適宜昇橋する</p> <p><b>機関長:</b> 発電機3台並列運転スラスタ・アジマス準備</p> <p><b>三機士:</b>船橋との連絡を記録 電源車供給電源を全て遮断</p>	<p><b>現場指揮:</b>一航士は現場到着後直ちに状況確認 消火班の人員確認 その他の消火班は携行品の確認</p> <p><b>一航士:</b>状況確認後、消火方針決定(使用する消火栓の位置・本数など)</p> <p><b>1班:</b>粉末消火器にて消火班による初期消火開始</p> <p><b>2班:</b>粉末消火器を収集し初期消火支援</p> <p><b>3班・4班:</b>本格消火に備え消火ホースの準備</p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>消火器を使用して火勢衰えず 初期消火失敗</b></p>	<p><b>船客部:</b>案内所集合</p> <p>旅客に各船室に戻って頂き、船室台帳を基に人員確認</p> <p>旅客へ現状説明し動揺防止に努める</p> <p><b>救護班:</b>救護に必要な担架・毛布・救急箱などを準備し一航士からの指示があればステージングへ搬入する</p>	<p style="text-align: center;">携行品</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>一航士</td> <td>防火服</td> </tr> <tr> <td>二航士</td> <td>40mmホース・マリンノズル</td> </tr> <tr> <td>二機士</td> <td>消火器(機関室)</td> </tr> <tr> <td>四機士</td> <td>SCBA・消火器(機関室)</td> </tr> <tr> <td>甲板長</td> <td>防火服・筐体破壊道具</td> </tr> <tr> <td>甲板部員A</td> <td>防火服・SCBA</td> </tr> <tr> <td>甲板部員B</td> <td>防火服・SCBA</td> </tr> <tr> <td>甲板部員C</td> <td>防火服・SCBA</td> </tr> <tr> <td>甲板部員D</td> <td>アプリケーションズル・Yゲート</td> </tr> <tr> <td>全職携行品</td> <td>トランシーバー・トーチ・笛</td> </tr> </table> <p>※一航士、1・2班は防火服を着用しステージングへ急行        ※当直部員用の防火服・携行品は各員で分担し搬入すること        ※必要に応じて各員、防火服を搬入        ※火災現場が4甲板の場合、消火班3班が船首ランプと船尾ドアを排煙の為、開放        ※禁水物質の確認        ※投錨する場合は二航士・甲板部員DがS/B</p>	一航士	防火服	二航士	40mmホース・マリンノズル	二機士	消火器(機関室)	四機士	SCBA・消火器(機関室)	甲板長	防火服・筐体破壊道具	甲板部員A	防火服・SCBA	甲板部員B	防火服・SCBA	甲板部員C	防火服・SCBA	甲板部員D	アプリケーションズル・Yゲート	全職携行品	トランシーバー・トーチ・笛
一航士	防火服																								
二航士	40mmホース・マリンノズル																								
二機士	消火器(機関室)																								
四機士	SCBA・消火器(機関室)																								
甲板長	防火服・筐体破壊道具																								
甲板部員A	防火服・SCBA																								
甲板部員B	防火服・SCBA																								
甲板部員C	防火服・SCBA																								
甲板部員D	アプリケーションズル・Yゲート																								
全職携行品	トランシーバー・トーチ・笛																								
本格消火	<p>旅客へ救命胴衣の着用を指示</p> <p><b>船長:</b>隣接する車両へ延焼した場合には消火断念を適宜判断する。</p> <p><b>スプリンクラー作動指示</b></p> <p>消火断念</p> <p><b>総員退船部署発令</b></p>	<p>消火ポンプ準備</p> <p>↓</p> <p>消火ポンプ作動 運転状態確認</p> <p>消火ポンプ停止</p> <p>スプリンクラーP/Pの作動状態確認</p> <p>スプリンクラー消火の継続・断念を適宜判断</p> <p>スプリンクラーP/P停止</p>	<p><b>一航士:</b>初期消火失敗を船橋へ連絡 本格消火へ移行</p> <p><b>1班:</b>消火ホースを用いて消火作業</p> <p><b>2班:</b>アプリケーションズルを用いて1班の支援</p> <p><b>3班・4班:</b>必要に応じて延焼防止(冷却)作業</p> <p>※火災車両の風下の車両や天井面への延焼に注意        ※排水に注意する</p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>消火ホースを使用して火勢衰えず 一航士:スプリンクラーの使用を船橋へ要請</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>3班:スプリンクラー準備スプリンクラーバルブ室</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>一航士:スプリンクラー作動区画を3班へ指示</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>3班:指示区画スプリンクラー作動</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>一航士:スプリンクラー作動状態確認</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>一航士:消火状況を適宜報告</b></p>	<p>旅客へ救命胴衣の着用を指示</p> <p>旅客へ現状説明し動揺防止に努める</p>	<p>※一航士:適宜、人員の確認を行う</p> <p>※各班、現場指揮者との連絡を密にする</p> <p>※必要に応じて1・2班はSCBA装着(一航士指示)</p> <p>※ケーシング、ドア閉鎖</p> <p><b>【吸排気について】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>船首を風上にたてる。</li> <li>4甲板においては船首ランプ・船尾ドアを開放する</li> <li>火元より風上は吸気</li> <li>火元より風下は排気</li> </ol> <p><b>【車両甲板での注意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※車両甲板上の排水の確保</li> <li>※脱出ハッチの閉鎖</li> <li>※各班2名以上で行動し単独行動禁止</li> <li>※消火活動は風上から進入</li> <li>※スプリンクラーの同時作動は2区画までとする</li> </ul>																				
退船	<p><b>三航士:</b>関係各所に連絡 メカベン運転停止</p>		<p><b>一航士:</b>消火班の人員確認</p> <p><b>機関長:</b>人員確認</p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>総員退船</b></p>	<p>旅客を非常集合場所へ誘導</p> <p>各客室の残留者の有無を確認(最終人員確認)</p> <p>旅客の安全を第一に考え、動揺を抑え非常の際の心得を放送等により周知する</p>	<p><b>一航士:</b> ※適宜、人員の確認を行う</p>																				
事後処理	<p><b>船長:</b>運航管理者と事後処理について協議</p>		<p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>鎮火</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>オーバーホール</b></p> <p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;"><b>サルベージ</b></p>																						

※本プランは、全ての火災状況を網羅するものではなく、状況に応じて本プランとは、異なる消火活動を行うことがあり、現場指揮者の判断や船長の権限を制限するものではない

## 運 航 管 理 要 員

### 【 本 社 】

安全統括管理者	執行役員 船舶部長
運航管理者	船舶部専任部長
運航管理補助者	取締役常務執行役員

### 【新門司港支店内船舶部】

運航管理者代行	海務課長
運航管理補助者	次長

### 【大阪南港支店】

運航管理補助者	支店長
運航管理補助者	
運航管理補助者	

### 【新門司港支店】

運航管理補助者	支店長
運航管理補助者	次長
運航管理補助者	海技士